各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 御中

← 厚生労働省老人保健課 高齢者支援課 認知症施策・地域介護推進課

介護保険最新情報

今回の内容

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準等の一部を改正する省令 の公布について

計 113 枚 (本紙を除く)

Vol.1201

令和6年1月25日

厚生労働省老健局

老人保健課、高齢者支援課、認知症施策•地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線 3989、3979、3971)

FAX:03-3595-4010

事 務 連 絡 令和6年1月25日

都道府県 各 指定都市 介護保険主管部(局) 御中

中核市

厚生労働省老健局老 人 保 健 課 高 齢 者 支 援 課 認知症施策・地域介護推進課

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を 改正する省令の公布について

平素より、介護保険行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。 1月15日に開催された第238回社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正案に係 る答申等を得られたところ、本日、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及 び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(令和6年厚生労働省令第16号) が別添のとおり公布されました。

貴部局におかれましては、内容をご了知の上、令和6年度介護報酬改定の円滑な施行に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また、管内市町村、事業所等への周知についてもよろしくお取り計らい願います。

○厚生労働省令第十六号

び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、 令和六年一月二十五日

第 条

改

正

後

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。

傍線部分は改正部分)

厚生労働大臣

武見

敬三

設備及

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。 第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七 という。)第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法 号に定める基準とする。 -四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、 次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各 以下「法

第百九十五条 四十条の三十二において準用する場合に限る。)、第百四十条の二十七、第百四十条の二十八、 県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以 る場合に限る。)、第五十五条、第五十六条、第百六条、第百七条、第百三十条第六項(第百 たって従うべき基準 という。)にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府 「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」 (第二百六条において準用する場合に限る。)及び第二百五条の二の規定による 第四十条、第四十一条、第五十条第六号(第五十八条において準用す

官

| 十条第三号及び第四号(第五十八条において準用する場合に限る。)、第九十八条第三号及び第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。)、第四十二条の二、第五 (第四十三条、第五十八条、第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用す第三十一条第三項(第四十三条及び第五十八条において準用する場合に限る。)、第三十三条 百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。)、第二十三条第九条及び第二百六条において準用する場合に限る。)、第九条(第四十三条、第五十八条、第 県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第四十三条、第五十八条、第百 条の三十二において準用する場合に限る。)、第百四条の三(第百九条において準用する場合 第四号(第百九条において準用する場合に限る。)、第百四条第二項(第百九条及び第百四十 条において準用する場合に限る。)、第三十七条の二(第四十三条、第五十八条、第百九条、 において準用する場合に限る。)の規定による基準 び第七号(第二百六条において準用する場合に限る。)並びに第二百三条第六項 に限る。)、第百二十五条第一項 る場合に限る。)、第三十七条(第四十三条、第五十八条、第百四十条の三十二及び第二百六 第五十八条、 三号及び第四号(第四十三条において準用する場合に限る。)、第三十条の二(第四十三条、 法第四十二条第一項第二号の規定により、 十条第七項(第百四十条の三十二において準用する場合に限る。)、第百九十九条第六号及 十八条第四項から第六項まで(第百四十条の三十二において準用する場合に限る。)、 第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。)、 (第百四十条の三十二において準用する場合に限る。)、 同条第二項第三号に掲げる事項について都道府 (第二百六条

四

〜六

略

改

正

前

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。 第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七 という。)第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法 号に定める基準とする。 十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各 以下

四十条の三十二において準用する場合に限る。)、第百四十条の二十七、第百四十条の二十八、 第百九十五条(第二百六条において準用する場合に限る。) 及び第二百五条の二の規定による たって従うべき基準 第四十条、第四十一条、第五十条第四号(第五十八条において準用す という。)にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当 県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以 る場合に限る。)、第五十五条、第五十六条、第百六条、第百七条、第百三十条第六項(第百 下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府

(略)

三 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府 県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第四十三条、第五十八条、第百 十二条の二、第百四条第二項(第百九条及び第百四十条の三十二において準用する場合に限八条、第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。)、第四 条の三十二において準用する場合に限る。)、第百三十条第七項(第百四十条の三十二におい 四十条の三十二において準用する場合に限る。)、第百二十八条第四項及び第五項(第百四十 る。)、第百四条の三(第百九条において準用する場合に限る。)、第百二十五条第一項 十二及び第二百六条において準用する場合に限る。)、第三十七条の二(第四十三条、第五十 条において準用する場合に限る。)、第三十七条(第四十三条、第五十八条、第百四十条の三 る。)、第三十三条(第四十三条、第五十八条、第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六 百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。)、第三十条の二 九条及び第二百六条において準用する場合に限る。)、第九条(第四十三条、第五十八条、 る。) の規定による基準 て準用する場合に限る。)並びに第二百三条第六項 る場合に限る。)、第三十一条第三項(第四十三条及び第五十八条において準用する場合に限 (第四十三条、第五十八条、第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用す (第二百六条において準用する場合に限 (第 百

七 十三条 用する場合に限る。)の規定による基準 十五において準用する場合に限る。)並びに第百三十条第七項(第百四十条の十五において準 の十五において準用する場合に限る。)、第百二十八条第四項から第六項まで(第百四十条の 第百四条第二項(第百五条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。)、第百 合に限る。)、第九十八条第三号及び第四号(第百五条の三において準用する場合に限る。). 第三十七条の二(第三十九条の三、第百五条の三及び第百四十条の十五において準用する場 る。)、第三十七条(第三十九条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。)、 る。)、第三十条の二(第三十九条の三、第百五条の三及び第百四十条の十五において準用す において準用する場合に限る。)、第二十五条(第三十九条の三において準用する場合に限 十条の十五において準用する場合に限る。)、第二十三条第三号及び第四号(第三十九条の三 条の三において準用する場合に限る。)、第九条(第三十九条の三、第百五条の三及び第百四 道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 る場合に限る。)、第三十一条第三項(第三十九条の三において準用する場合に限る。)、第三 条の三(第百五条の三において準用する場合に限る。)、第百二十五条第一項(第百四十条 法第七十二条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都 (第三十九条の三、第百五条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限 第八条第一項(第三十九条の三及び第百五

第六号、 例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、 九十五条、第二百八条並びに第二百九条並びに附則第十四条及び附則第十五条の規定による 第百七十五条、 十条の十一の二第二項及び第三項、第百四十二条、第百五十五条の十の二第二項及び第三項、 法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条 一条、第百二十一条、第百二十二条、第百三十条第六項、第百四十条の八第七項、 第六十条、 第百七十六条、 第六十一条、第七十六条、第八十五条、 第百九十二条の四、 , 第六条、第四十五条、第四十六条、 第百九十二条の五、第百九十四条、 第九十三条、第九十四条、 第五十条 第百四 第百 第百

条、 含む。)、第九条 第九十一条、 例を定めるに当たって従うべき基準 法第七十四条第二項の規定により、 第百四十条 第百五条、第百十九条、 (第五十四条、 (第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第百五十五条 (第百五 第七十四条、 第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を 第八条第一項(第五十四条、第七十四条、第八十三条、 同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条 第八十三条、 第九十一条、 第百五条、 第百十九

> 場合に限る。)、第三十条の二(第三十九条の三、 条第一項 る場合に限る。)、第百四条の三(第百五条の三において準用する場合に限る。)、第百二十五 限る。)、第三十七条の二(第三十九条の三、第百五条の三及び第百四十条の十五において準 場合に限る。)、第三十七条(第三十九条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に る。)、第三十三条(第三十九条の三、第百五条の三及び第百四十条の十五において準用する 道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 の十五において準用する場合に限る。)の規定による基準 用する場合に限る。)、第百四条第二項(第百五条の三及び第百四十条の十五において準用す 十条の十五において準用する場合に限る。)、第二十五条(第三十九条の三において準用する 条の三において準用する場合に限る。)、第九条 て準用する場合に限る。)、第三十一条第三項(第三十九条の三において準用する場合に限 法第七十二条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都 (第百四十条の十五において準用する場合に限る。)並びに第百三十条第七項 (第百四十条の十五において準用する場合に限る。)、第百二十八条第四項及び第五 第百五条の三及び第百四十条の十五におい (第三十九条の三、第百五条の三及び第百四 第八条第一項 (第三十九条の三及び第百五 (第百四十条

七

基準 「法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条 大十五条、第二百八条並びに第二百九条並びに附則第十四条及び附則第十五条の規定による 第百七十五条、第百七十六条、第百九十二条、第百二十三条、第五十条 第四十二条、第百二十二条、第百二十二条、第百四十二条、第百四十条の八第七項、第百四十二条、第百二十三条、第九十三条、第九十四条、第百四十二条、第百四十二条、第九十三条、第九十四条、第百二十二条、第二百八条並びに附則第十四条及び附則第十五条の規定による 大十五条、第二百八条並びに第二百九条並びに附則第十四条及び附則第十五条の規定による 大十五条、第二百八条並びに第二百九条並びに附則第十四条及び附則第十五条の規定による 大十五条、第二百八条並びに第二百九条並びに附則第十四条及び附則第十五条の規定による 大十五条、第二百八条並びに第二百九条並びに附則第十四条及び附則第十五条の規定による 大十五条、第二百八条並びに第二百九条並びに附則第十四条及び附則第十五条の規定による 大十五条、第二百八条並びに第二百九条並びに附則第十四条及び附則第十五条の規定による 大十五条、第二百八条並びに第二百九条並びに附則第十四条及び附則第十五条の規定による

九 法第七十四条第二項の規定により、 例を定めるに当たって従うべき基準 第百十二条第一項、第百二十四条第三項第一号及び第 条の四第 る部分に限る。)、 に限る。)及び第五号(療養室に係る部分に限る。)並びに附則第三条(第百二十四条第六項第 六項第一号ロ、第百四十条の四第六項第一号イ(3)、第百四十三条第一項第一号 号口に係る部分に限る。)、附則第八条及び附則第十二条の規定による基準 (病室に係る部分に限る。)及び第五号 一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、 第二号 (病室に係る部分に限る。) 同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条 (療養室に係る部分に限る。)並びに第百五十五 第二号から第四号まで(病室に係る部分 第三号(病室に係る部分に限る。)、 (療養室に係 第

条、第百四十条(第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五一含む。)、第九条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を第九十一条、第百五条、第百十九条、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を決している。第七十四条、第八十三条、例を定めるに当たって従うべき基準(第八条第一項(第五十四条、第七十四条、第八十三条、例を定めるに当たって従うべき基準(第八条第一項(第五十四条、第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条

十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条(第百四十条の十三において準用する場合を含 る場合を含む。)、第二十五条、第三十条の二(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九 十五条の十二において準用する場合を含む。)、第二百五条及び第二百十六条において準用す

む。)、第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合を含む。)、第百九十二条、

場合を含む。)、第百五十条第六項、第百五十五条の六第六項から第八項まで、第百五十五条 場合を含む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において 第百四十六条第四項から第六項まで、 いて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第百二十八条第四項から第六項む。)、第百二十五条第一項(第百四十条の十三及び第百五十五条(第百五十五条<u>の十二にお</u> 報告書の提出に係る部分を除く。)、第七十一条、第九十八条第三号及び第四号、第百四条第 する場合を含む。)、第五十条第三号及び第四号、第六十九条(訪問看護計画書及び訪問看護 を含む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用 五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)、第三十七条の二(第五十四条、第七 十五条の十二において準用する場合を含む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百条、第百四十条(第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五 場合を含む。)、第三十七条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百十九 む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する 条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条(第百四十条の十三にお 準用する場合を含む。)、第三十一条第三項(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十 十三において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する 第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条(第百四十条の る場合を含む。)、第二十三条第三号及び第四号、第二十五条、第三十条の二(第五十四条、 三条第六項並びに第二百十四条第六号及び第七号の規定による基準 含む。)、第百九十二条の七第一項から第三項まで、第百九十九条第六号及び第七号、 含む。)、第百八十三条第四項から第六項まで(第百九十二条の十二において準用する場合を 五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合を含む。)において準用する場合を含 百九十二条の十二において準用する場合を含む。)、第百四条の三、第百十八条第二項(第百 において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合 十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条(第百四十条の十三 いて準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合を含 十五条の十二において準用する場合を含む。)、第二百五条及び第二百十六条において準用す 一において準用する場合を含む。) 及び第二項 一項(第百四十条(第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第百九十二条及び第 条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)、第三十三条(第五十四条、第七十四 第百三十条第七項、第百四十条の七第六項から第八項まで、第百四十条の八第八項、 第百七十八条第一項から第三項まで、第百七十九条第一項(第百九十二条の十 第百四十八条(第百五十五条の十二において準用する (第百九十二条の十二において準用する場合を 第

令和 6 年 1 月 25 日 木曜日

第六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理 定訪問介護事業所の他の職務に従事し、 者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指 るものとする。 又は他の事業所、施設等の職務に従事することができ

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第二十三条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

るため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下 「身体的拘束等」という。)を行ってはならない 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護す

+- + -

定訪問介護事業所の他の職務に従事し、 事することができるものとする。 又は同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従

第二十三条 (指定訪問介護の具体的取扱方針 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、 略) 次に掲げるところによるものとする。

十二条の十二において準用する場合を含む。)、第百四条の三、第百十八条第二項(第百五十 問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)、第七十一条、第百四条第二項十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)、第六十九条(訪 場合を含む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において 第百五条、第百十九条、第百四十条(第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第 第一項から第三項まで並びに第二百三条第六項の規定による基準 項から第六項まで(第百九十二条の十二において準用する場合を含む。)、第百九十二条の七 含む。)及び第二項(第百九十二条の十二において準用する場合を含む。)、第百八十三条第四 第一項から第三項まで、第百七十九条第一項(第百九十二条の十二において準用する場合を 項及び第五項、第百四十八条(第百五十五条の十二において準用する場合を含む。)、第百五 第百二十五条第一項(第百四十条の十三及び第百五十五条(第百五十五の十二において準用 第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合を含む。)、第百九十二条、第百九 条、第百五条、第百十九条、第百四十条(第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、 準用する場合を含む。)、第三十七条の二(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一 十三において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する 五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百十九条、第百四十条(第百四十条の 百五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合を含む。)、第百九十二条、第百九十 準用する場合を含む。)、第三十三条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、 十条第六項、第百五十五条の六第六項及び第七項、 十条第七項、第百四十条の七第六項及び第七項、 する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第百二十八条第四項及び第五項、第百三 五条(第百五十五条の十二において準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) 、 二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)、第三十七条(第 第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)、第三十 (第百四十条 (第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第百九十二条及び第百九 一条第三項(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条及び第二百十六条において 第百四十条の八第八項、第百四十六条第四 第百五十五条の七第七項、第百七十八条

報

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。四前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並

五十六 (略)

項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事第三十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、

上ができる。 つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えるこっ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に備え付け、か2.指定訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、か

(記録の整備) 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

\$\frac{1}{1}\frac{1}\frac{1}\frac{1}{1}\frac{1}{1}\frac{1}{1}\frac{1}{1}\frac{1}{1}\frac{1}{1}\frac{1}{1}\frac{1}{1}\frac{1}{1}\frac{1}\frac{1}{1}\frac{1}{1}\frac{1}\frac{1}{1}\frac{1}\frac{1}{1}\frac{1}\frac{1}{1}\frac

を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録

第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

知第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

(管里者) 六 第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 六 第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

することができるものとする。
は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事す
第四十一条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事す

に従事することができるものとする。 い場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務い場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務 い場合は、当該指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事す

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第五十条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるもの

·二 (略)

(新設)

二・四(略)

多に

項を掲示しなければならない。
訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事第三十二条
指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、

に代えることができる。 え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示権定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備

2

(新設)

(記録の整備)

二十九条 (烙)

を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録

(略)

二 第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五|四|三|

(管理者)

第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

設等の職務に従事することができるものとする。
は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合第四十一条 基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事す

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第五十条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

(新設)

五| ~ 七| びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

四

(記録の整備)

第五十三条の三

- げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲
- 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の
- 並びに緊急やむを得ない理由の記録 第五十条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況
- 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録
- 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 処置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った

第五十六条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務

に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支

第九十四条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の 該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することが 管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当 設等の職務に従事することができるものとする。 障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施

(指定通所介護の具体的取扱方針)

できるものとする。

第九十八条 指定通所介護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

(略)

るため緊急やむを得ない場合を除き、

身体的拘束等を行ってはならない。

木曜日

指定通所介護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護す

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

五| 六|

令和 6 年 1 月 25 日

(記録の整備)

第百四条の四

2 を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録

次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の

(新設)

三| 五| 略)

(記録の整備)

第五十三条の三 (略)

げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲

一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記

次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四|三|二|

置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処

第五十六条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務 る他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあ に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支

(管理者)

第九十四条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の 該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、 管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、 に従事することができるものとする。 又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務 当

第九十八条 指定通所介護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

<u>·</u> (略)

(新設)

(新設)

三| 四| (記録の整備) (略)

第百四条の四 略)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録 を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記

六 前条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録五 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録四 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

第百五条の三 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、 おいて準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用 において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条に 第九十九条第五項、第百一条第三項及び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通 する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用 護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供 るのは「共生型通所介護従業者」と、第九十五条第四項中「前項ただし書の場合(指定通所介 提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第二十七条、第三十条の いう。第三十二条第一項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と読み替えるものとする。 所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百四条の四第二項第二号中「次条 し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第九十八条第二号、 を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一 三十八条、第五十二条、第九十二条、第九十四条及び第九十五条第四項並びに前節(第百五条 三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条の二、第 二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中『訪問介護員等』とあ 「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第百条に規定する運営規程を 第

他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の第百七条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

(管理者)

業所、施設等の職務に従事することができるものとする。管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の第百二十二条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第百二十八条(略)

2 · 3 (略

5 (略)

(新設)

前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

(準用)

五|四|三|

第百五条の三 第八条から第十七条まで、第十九条、 項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第百条に規定する運営規程を おいて準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第四号中「次条において準用 第九十九条第五項、第百一条第三項及び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通 する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用 護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供 るのは「共生型通所介護従業者」と、第九十五条第四項中「前項ただし書の場合(指定通所介 提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第二十七条、第三十条の いう。第三十二条第一項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、 三十八条、第五十二条、第九十二条、第九十四条及び第九十五条第四項並びに前節(第百五条 三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条の二、 する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と読み替えるものとする において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第三号中「次条に 所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百四条の四第二項第二号中 し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第九十八条第二号、 |第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中 | 訪問介護員等 | とあ 第二十一条、第二十六条、 第八条第一

(管理者)

第百七条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事することができる他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する管理者を置かなければならない。

(管理者)

第百二十二条 指定短期入所生活介護の取扱方針) 第百二十二条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職第に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の第6年者に、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事するとができるものとする。

第百二十八条 (略)

2 3

5

略

他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又

令和 6 年 1 月 25 日 木曜日 9 | こと

6 | なければならない。 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じ

員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う

介護職

(新設)

介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する

略)

ح

めの委員会の設置) (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するた

第百三十九条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における 員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、 できるものとする。)を定期的に開催しなければならない。 |該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職

(記録の整備)

2 第百三十九条の三 略)

各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の

次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の

三 第百二十八条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

処置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第百四十条の七 (略)

略)

|措置を講じなければならない。 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる

員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う その結果について、 介護職

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護職員その他の従業者に対し、 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する

(略

6 | 略

(新設)

(記録の整備)

第百三十九条の二

各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の

一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記

三 第百二十八条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由の記録 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第百四十条の七 略

2 5 7

(新設)

8 |

略

(勤務体制の確保等)

2 第百四十条の十一の二 (略) 略

5 |

受講するよう努めなければならない。 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、 ユニット型施設の管理等に係る研修を

第百四十条の十三第百二十五条、 百四十条の十三において準用する第百四十条」と、同項第三号中「第百二十八条第五項」とあ 規定する重要事項に関する規程」と、第百三十九条の三第二項第二号中「次条」とあるのは「第 第百二十五条第一項中「第百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第百四十条の十一に までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、 条まで、第百三十六条及び第百三十九条から第百四十条(第百一条の準用に係る部分を除く。) るのは「第百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは 「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と読み替えるものとする。 第百二十六条、第百二十九条、第百三十二条から第百三十四

第百四十条の十五 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、 の三第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」 期入所生活介護従業者」と、第百二十五条第一項中「第百三十七条に規定する運営規程」とあ び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短 程をいう。第百二十五条第一項において同じ。)」と、同項並びに第三十七条の二第一号及び第 と、第三十二条第一項中「運営規程」とあるのは「運営規程(第百三十七条に規定する運営規 生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」 ついて準用する。この場合において、第三十条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共 第百二十二条並びに第四節(第百四十条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業に 三十六条の二第二項を除く。)、第五十二条、第百一条、第百三条、第百四条、第百二十条及び 第六号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み 五号中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と、同項 三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項及 替えるものとする。 二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで(第 「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百三十九条のは「運営規程」と、同項、第百二十八条第三項、第百二十九条第一項及び第百三十六条中 同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第 第

木曜日

令和 6 年 1 月 25 日

第百四十条の二十八 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ご 事し、又は他の事業所、 介護事業所の管理上支障がない場合は、 とに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活 施設等の職務に従事することができるものとする。 当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従

(勤務体制の確保等)

第百四十条の十一の二 略

(新設)

5 | 略

(準用)

第百四十条の十三 第百二十五条、第百二十六条、第百二十九条、第百三十二条から第百三十四 規定する重要事項に関する規程」と、第百三十九条の二第二項第二号中 るのは「第百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中 百四十条の十三において準用する第百四十条」と、同項第三号中「第百二十八条第五項」とあ 第百二十五条第一項中「第百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第百四十条の十一に までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、 条まで、第百三十六条及び第百三十九条から第百四十条(第百一条の準用に係る部分を除く。) 「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と読み替えるものとする。 「次条」とあるのは「第 「次条」とあるのは

第百四十条の十五 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、 第六号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み るのは 期入所生活介護従業者」と、第百二十五条第一項中「第百三十七条に規定する運営規程」とあ 程をいう。第百二十五条第一項において同じ。)」と、同項並びに第三十七条の二第一号及び第 と、第三十二条第一項中「運営規程」とあるのは「運営規程(第百三十七条に規定する運営規 三十六条の二第二項を除く。)、第五十二条、第百一条、第百三条、第百四条、第百二十条及び 替えるものとする。 五号中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と、同項 0 び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短 三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項及 生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」 ついて準用する。この場合において、第三十条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共 第百二十二条並びに第四節(第百四十条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業に 二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで(第 「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百三十九条 同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第 |第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」 「運営規程」と、同項、第百二十八条第三項、 第百二十九条第一項及び第百三十六条中 第二十一条、

第百四十条の二十八 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ご 事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従 とに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活 施設等の職務に従事することができるものとする。

第百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、 第五項及び第六項並びに第三十六条の二第二項を除く。)、第五十二条、第百一条、第百三条、 九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条 第百三十九条の三第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十 介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百三十三条中「医師及び看護職 号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百二十七条第二項中「法 容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受け 第百四条、第百二十条並びに第四節(第百二十七条第一項及び第百四十条を除く。)の規定は、 第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで(第三十六条 と読み替えるものとする。 定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活 第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中『訪問介護員等』とあるのは「短 該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十条の二第二項、 る居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中 基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第一項中「内 、入所生活介護従業者」と、第百一条第三項及び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三 とあるのは「看護職員」と、 同項第六号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項 同項第五号中 「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項 第百三十八条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と 「法定代理受領サービスに

(従業者の員数)

官

第百四十二条 指定短期入所療養介護の事業を行う者 員数は、次のとおりとする。 き指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の いう。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべ (以下「指定短期入所療養介護事業者」 ے

(削る)

木曜日

院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事 療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病 (同法に規定する看護補助者をいう。)、

病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする

栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する

令和 6 年 1 月 25 日

第百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、 期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項及び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三 第五項及び第六項並びに第三十六条の二第二項を除く。)、第五十二条、第百一条、 第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで と、同項第六号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項 九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」 第百三十九条の二第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十 員」とあるのは「看護職員」と、第百三十八条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、 介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百三十三条中「医師及び看護職 号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百二十七条第二項中「法 第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短 該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十条の二第二項、 る居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに 容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受け 基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第一項中「内 第百四条、第百二十条並びに第四節(第百二十七条第一項及び第百四十条を除く。)の規定は、 定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活 と読み替えるものとする。 同項第五号中 「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」 第百三条、

第百四十二条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下 員数は、次のとおりとする。 き指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の いう。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべ 「指定短期入所療養介護事業者」

(従業者の員数)

業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事 療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定 介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第 (以下「平成十八年旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号に規定する指定介護

三 療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病 同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために 院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあって は、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師 必要な数以上とする。 に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ 薬剤師、

略

三 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間 該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、 における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以 上配置していること 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当

2

(設備に関する基準)

第百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(略)

(削る)

二 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、医療法 に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

2 ののほか、 三| 四| 前項第二号及び第三号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、同項に定めるも 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

官

3

第百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若し 院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室に 訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療 な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能 くはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的 いて指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第百四十六条 略)

6 | なければならない。 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じ

員その他の従業者に周知徹底を図ること ことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う 介護職

> 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計 介護職員を一人以上配置していること。 こと、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は 診療所 常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上である (前二号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、

四

五

略)

2

(設備に関する基準)

第百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする

略)

医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。 りなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関す 療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によ 護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護 る基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧介

三 療養病床を有する病院又は診療所 (指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指 として必要とされる設備を有することとする。 定短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所

2

四| 五|

ののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるも

(対象者) 略)

3

第百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若し 院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療 な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能 十二号)第四条第 病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第 くはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的 短期入所療養介護を提供するものとする。 (指定短期入所療養介護の取扱方針) 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百 一項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定

第百四十六条 (略

(新設)

- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 7 |

介護職員その他の従業者に対し

身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する

略)

(定員の遵守

第百五十四条 指定短期入所療養介護事業者は、 がある場合は、 に指定短期入所療養介護を行ってはならない。 この限りでない。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情 次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時

床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、 療養病

略

(記録の整備

第百五十四条の二 略

2 各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の

官

第百四十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の その際の利用者の心身の

状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

木曜日

処置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った

令和 6 年 1 月 25 日

第百五十五条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、 期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。 養介護従業者」 十八条第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療 条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百 ついて準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七 十六条第二項、第百三十九条及び第百三十九条の二の規定は、指定短期入所療養介護の事業に 条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百 二第二項を除く。)、第五十二条、第百一条、第百三条、第百十八条、第百二十五条、 | 第三十条の二、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで(第三十六条 と、第百二十五条第 一項中「第百三十七条」とあるのは「第百五十三条」と、「短 第百二 第二十

6 |

第百五十四条 指定短期入所療養介護事業者は、 に指定短期入所療養介護を行ってはならない。 (定員の遵守) ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情 次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時

がある場合は、この限りでない。

指定短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病 床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である

三 · 四 (略)

第百五十四条の二 (記録の整備)

2 各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない. 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の

一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記

況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第百四十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状

几 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

六 五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処

第百五十五条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、 の二第二項を除く。)、第五十二条、第百一条、第百三条、第百十八条、第百二十五条、 業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。 第百二十五条第一項中「第百三十七条」とあるのは「第百五十三条」と、「短期入所生活介護従 項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、 の場合において、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第 及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」 三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、 十六条第二項及び第百三十九条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。こ 六条、第三十条の二、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで(第三十六条 第百十八条第二項第 第百一条第三項及び第四

(設備に関する基準)

第百五十五条の四 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者 人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限ニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、法に規定する介護老 る。)を有することとする (以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユ

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2 | 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準 次に掲げる設備を有することとする。

室を有しなければならない。
室を有しなければならない。
東養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、 ユニット及び浴

機能訓練室及び浴室については、 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、 ユニット 次の基準を満たさなければならない。 廊下、

病室

(i) 提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること の病室の定員は、 一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の

(ii) むね十人以下とし、十五人を超えないものとすること。 して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、 って一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておお病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接

(iii) 書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。 (i) ただし

(iv) 共同生活室 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2)

(ii) (i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、 共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 当該ユニットの利用者が交

|用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること| の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの

必要な設備及び備品を備えること

(iii)

(設備に関する基準)

期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療第百五十五条の四 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短 養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- る介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関す介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定す るものに限る。)を有することとする。
- 型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を有することとする。 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、 指定介護療養型医療施設に関するものこせらったます。 ・・・・・ハス年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット)の「大学の大学の関係を表現している。」という。「中国社会を表現している。」というでは、平成
- 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。) に関するものに限る。) を有するこ 八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成十
- 型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)に関するものに限る。)を有す 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、 八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成
- <u>Fi</u>. 医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有一介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護 することとする

ることとする。

(新設)

廊下幅

(3)(ii) | (i)

- 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4)

- 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (ii) 適したものとすること。 ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とするこ

機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備える

浴室

こと。

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

支障がない場合は、この限りでない。 に供するものでなければならない。ただし、 前号口から二までに掲げる設備は、 専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用 利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に

条第三号に規定する食堂とみなす。 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第五十号) 第二十一

3 | 五 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準 介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養 次に掲げる設備を有することとする。

浴室を有しなければならない。 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、 ユニット及び

機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、 ユニット

(1)病室

- (i)提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。 一の病室の定員は、 一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の
- (ii)して一体的に設けること。ただし、 むね十人以下とし、十五人を超えないものとすること。 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接 一のユニットの利用者の定員は、 原則としておお
- (iv)(iii) 書の場合にあっては、 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、 二十一・三平方メートル以上とすること。

(新設)

(ii) | (i) |

病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに

2 5 7

洗面設備

(i) (ii) 流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの

(2)

共同生活室

- 必要な設備及び備品を備えること。 何用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること
- 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- \Box 廊下幅

・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とするこ 適したものとすること。

N機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

支障がない場合は、この限りでない。 に供するものでなければならない。ただし、 2供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に前号口から二までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用

第二号イ2)の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十 条第三号に規定する食堂とみなす。

前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療

4 | する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限4)介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定 る、)を有することとする。 養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

5 | たしているものとみなすことができる。 ら第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満 て一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項か に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所におい とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等基準第二百三条 療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 《指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第百五十五条の六

(新設)

2

みなすことができる。 規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものと とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等基準第二百三条 療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業 て一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百五条第 に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所におい (指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者

第百五十五条の六

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

2 5 7

8 | 措置を講じなければならない。 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる ことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う 介護職 (新設)

ح 略)

員その他の従業者に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する

第百五十五条の十の二 (勤務体制の確保等)

略)

略)

5 | 2 受講するよう努めなければならない。 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、 ユニット型施設の管理等に係る研修を

6 | 略)

(定員の遵守)

第百五十五条の十一 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニッ 行ってはならない。 の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を 業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護 所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事 併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入 ト型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りで

略)

官

(削る)

第百七十五条 (従業者の員数)

(略)

2 8 定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「○・九」とする。 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第一 (略) 一項第二号イの規

利用者の安全及びケアの質の確保事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる 第百九十二条において準用する第百三十九条の二に規定する委員会において、利用者の安

特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

緊急時の体制整備

いう。)の定期的な点検 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器 (次号において「介護機器」

لح

特定施設従業者に対する研修

8 |

第百五十五条の十の二 (勤務体制の確保等)

略)

(新設)

5 |

(定員の遵守)

第百五十五条の十一 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニッ 行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りで 併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入 の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を 業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護 所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事 ト型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を

入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(略)

ては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において

ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっ

第百七十五条 (従業者の員数)

(新設)

略)

7 |

介護機器を複数種類活用していること。

三 業者間の適切な役割分担を行っていること。 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、 特定施設従

四 サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護

(口腔衛生の管理)

第百七十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事 きるものとする。 指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することがで する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該

第百八十五条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、 自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に

応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(協力医療機関等)

第百九十一条 (略)

ては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっ

確保していること。 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時

う体制を、常時確保していること。 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行

3 | 設入居者生活介護事業者に係る指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。 病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、 利用者の

(新設)

(新設)

感染症をいう。 新型インフルエンザ等感染症、 る法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項 において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す 次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならな 同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新

5 | 議を行わなければならない。 においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合

6 | 設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。 後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した 再び当該指定特定施

(管理者

第百七十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事 指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該 施設等の職務に

(新設)

従事することができるものとする

(協力医療機関等)

第百九十一条

(新設)

2 |

(新設)

(新設)

略

122

第百九十一条の三 (記録の整備

に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供

第百八十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第百八十三条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の

第百九十条第三項の規定による結果等の記録

次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

処置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った

第百九十二条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から 第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるも 業者」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第百四条 条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従 入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十二 五十二条、第百三条、第百四条、第百三十二条及び第百三十九条の二の規定は、指定特定施設 第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第三十八条まで、第五十一条、第

第百九十二条の五 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ご 支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、 とに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上 職務に従事することができるものとする。 施設等の

第百九十二条の十一

用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利 から二年間保存しなければならない。

前条第八項の規定による結果等の記録第百九十二条の八第二項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録

次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

処置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った

七 次条において準用する第百八十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容

八 次条において準用する第百八十三条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 そ

の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 次条において準用する第百九十条第三項の規定による結果等の記録

九

次条において準用する第百九十条第三項に規定する結果等の記録

第百九十一条の三

に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供

第百八十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第百八十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状

第百九十条第三項に規定する結果等の記録

次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

七六五四

次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処

第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第三十八条まで、第五十一条、第第百九十二条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から 三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第百四条第二項第一号及び第 業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三 五十二条、第百三条、第百四条及び第百三十二条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事 十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十一

第百九十二条の五 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ご とに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上 事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、 又は同一敷地内にある他

(記録の整備)

第百九十二条の十一

2

用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 日から二年間保存しなければならない。 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利 その完結の

第百九十二条の八第二項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録

六五四三 前条第八項に規定する結果等の記録 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

置についての記録 次条において準用する第百八十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等

七

際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 次条において準用する第百八十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、 その

2 5 4

【一】 『『言語上別!!覚』(福祉用具専門相談員の員数)

専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。門相談員(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第一項に規定する福祉用具事当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専第百九十四条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が

2 (略)

(管理者

務に従事することができるものとする。

おい場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障が第百九十五条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

ものとする。 第百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによる

(略)

に 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する に 大等 に いっこの担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を じ ス等をいうこの担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を じ ス等をいうこのとする。

三~五 (略)

護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並

八・九 (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

一体のものとして作成されなければならない。

一体のものとして作成されなければならない。

一体のものとして作成されなければならない。

一体のものとして作成されなければならない。

一体のものとして作成されなければならない。

一体のものとして作成されなければならない。

一体のものとして作成されなければならない。

一体のものとして作成されなければならない。

一体のものとして作成されなければならない。

(福祉用具専門相談員の員数)

の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。門相談員(介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)門相談員(介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。 以下同じ。)が という。 ごとに置くべき福祉用具専第百九十四条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が

2 (略)

(管理者)

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによる

(略)

(新設)

二~四 (略)

(新設)

(新設)

(福祉用具貸与計画の作成

五

· 六|

略

2~4 (略)

- 5 | ビス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性につ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただ 、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサー て検討を行うものとする。
- 宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。 当該記録をサービスの提供に係る居
- の変更を行うものとする。 福祉用具専門相談員は、 モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画

(掲示及び目録の備え付け)

第二百四条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利 用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事 という。)を掲示しなければならない。

- 2 付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に 代えることができる。 指定福祉用具貸与事業者は、 重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え
- 3 | 指定福祉用具貸与事業者は、 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならな

略)

(記録の整備

第二百四条の二

- 2 げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲

官

- 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の
- 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第百九十九条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の
- 第二百三条第四項の規定による結果等の記録
- 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録
- 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 処置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った

第二百五条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十三条、 の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以 項中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、同項、 第四項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条第一 な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中 下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切 第三十四条、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条並びに第百一条第一項、第二項及び 第三十条の二第二項並びに第三十七条 「訪問介護員等」とあるのは「従

(新設)

5 |

握を行い、 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、 . 必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。 当該福祉用具貸与計画の実施状況の把

(掲示及び目録の備え付け

第二百四条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、 用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない 運営規程の概要その他の利

よる掲示に代えることができる。 業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定に 指定福祉用具貸与事業者は、 前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事

(新設)

2

3 | 略)

(記録の整備)

第二百四条の二

2 げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲

一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記

(新設)

- 第二百三条第四項に規定する結果等の記録
- 六|五|四|三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

置についての記録

第二百五条 第八条から第十九条まで、第二十一条、 項中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、同項、第三十条の二第二項並びに第三十七条 第四項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条第一 第三十四条、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条並びに第百一条第一項、 な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは 下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切 の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以 第二十六条、第三十条の二、第三十三条、 第二項及び 従

は

内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十一条中「内容」 業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び 条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。 とあるのは「種目、品名」と、 第百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同

第二百六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、 品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基代わって支払を受じる肩毛子記す」し、引くをよ 第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第百九十七条第二項中「法 準該当福祉用具貸与」と、第百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、 代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、 項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に 号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるの とあるのは「第二百条」と、同項、第三十条の二第二項並びに第三十七条の二第一号及び第三 第三十条の二、第三十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで(第三十六条第五項 定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、 基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」 九十五条、第百九十六条並びに第四節(第百九十七条第一項及び第二百五条を除く。)の規定は 及び第六項を除く。)、第五十二条、第百一条第一項、第二項及び第四項、第百九十三条、第百 同条第三項中 、な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条第一 「実施地域、 「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。 取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適 第二十六条、

は

官

第二百九条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務 理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業 に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管 施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百十四条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところに よるものとする。

者の身体の状況等を踏まえ、 療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条 与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸 一十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用 利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業 提案を行うものとする。

応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、 方法の指導 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に 修理等を行うよう努めるものとする

> 業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び 替えるものとする。 るのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処遇」とあるのは とあるのは「種目、品名」と、第百一条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあ 内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十一条中「内容」 「サービス利用」と読み

第二百六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、 準該当福祉用具貸与」と、第百一条第一項、 品名」と、第二十一条中 代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、 項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に 号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるの 第三十条の二、第三十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで(第三十六条第五項 該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。 九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準 切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条第一 とあるのは「第二百条」と、同項、 基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」 九十五条、第百九十六条並びに第四節(第百九十七条第一項及び第二百五条を除く。)の規定は、 及び第六項を除く。)、第五十二条、第百一条第一項、第二項及び第四項、第百九十三条、第百 「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、 「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中 、第百一条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるの「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基 第三十条の二第二項並びに第三十七条の二第一号及び第三 「適切な指導」とあるのは「適 第二十一条、 第二十六条、 第百

第二百九条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務 理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、 内にある他の事業所、 に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 (指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針) 施設等の職務に従事することができるものとする ただし、 指定特定福祉用具販売事業所の管 又は同一敷地

よるものとする。

第二百十四条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、

次に掲げるところに

(新設)

二| 三|

第二百十五条

(記録の整備

を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体

126

七 びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

(特定福祉用具販売計画の作成

第二百十四条の二

略

定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を 行うものとする。 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、 特

2 各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の 第二百十一条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

第二百十四条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の

次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

処置についての記録

木曜日

第二百十六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十六条、第三十条の 売費用の額」と、第二百一条及び第二百二条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読 訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十一条第一項中「訪問介護員等」とあるの のは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回 四条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条第 百一条第一項、 み替えるものとする 二、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条、 項中「第二十九条」とあるのは「第二百十六条において準用する第二百条」と、同項、第三 条の二第二項、第三十一条第三項第一号及び第三号並びに第三十七条の二第一号及び第三号 介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、 「従業者」と、第百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通 「以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とある 「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。)」とあるの 「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百条中 第二項及び第四項、第百九十八条、第二百条から第二百二条まで並びに第二百 第百九十八条中「福祉用具」とあるの 「利用料」とあるのは 販 第

令和 6 年 1 月 25 日

(新設)

(新設)

四 略

(特定福祉用具販売計画 の作成

第二百十四条の二

(新設)

(記録の整備

第二百十五条

2

各号に掲げる記録を整備し、 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の その完結の日から二年間保存しなければならない

二 第二百十一条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

五|四|三|

置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

第二百十六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十六条、 のは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回 四条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条第 百一条第一項、 二、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条、 |用具専門相談員||と、同条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第百九十八条中 は「従業者」と、第百一条第一項、 訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十一条第一項中「訪問介護員等」とあるの は「以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とある 用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百一条及び第二百二条中「福祉用具」とあるのは 十条の二第二項、第三十一条第三項第一号及び第三号並びに第三十七条の二第一号及び第三号 項中「第二十九条」とあるのは「第二百十六条において準用する第二百条」と、 「特定福祉用具」と読み替えるものとする 「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百条中 「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。)」とあるの 第二項及び第四項、第百九十八条、第二百条から第二百二条まで並びに第二百 第二項及び第四項中 「通所介護従業者」とあるのは「福祉 同項、 第

127

第二条

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を次の表のように改正する。

改

正

後

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下 という。)第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法 号に定める基準とする。 第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七 -四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、 次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各 法

準用する場合を含む。)、第三十一条第三項(第五十四条、第七十四条、第八十三条、 場合を含む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において 第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条(第百四十条の 百五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合を含む。)において準用する場合を含 準用する場合を含む。)、第百四条の三、第百十四条第三号及び第四号、第百十八条第二項(第 項第三号及び第四号、 を含む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用 五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)、第三十七条の二(第五十四条、第七 十五条の十二において準用する場合を含む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百 場合を含む。)、第三十七条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、 む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する いて準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合を含 十三において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する る場合を含む。)、第二十三条第三号及び第四号、第二十五条、第三十条の二(第五十四条、 含む。)、第九条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、 第九十一条、第百五条、第百十九条、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を 例を定めるに当たって従うべき基準 十条の十三において準用する場合を含む。)、第百九十二条及び第百九十二条の十二において する場合を含む。)、第五十条第三号及び第四号、第六十八条第三号及び第四号、第六十九条 において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合 十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条(第百四十条の十三 一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)、第三十三条(第五十四条、第七十四 十五条の十二において準用する場合を含む。)、第二百五条及び第二百十六条において準用す 二号及び第四号、第八十九条第一項第四号及び第五号、第二項第三号及び第四号並びに第三 (訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)、第七十一条、第八十条第 法第七十四条第二項の規定により、 第百四十条(第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五 第百四十条(第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五 第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条(第百四十条の十三にお 第百二十五条第一項 第九十八条第三号及び第四号、第百四条第二項(第百四十条(第百四 (第百四十条の十三及び第百五十五条 (第百五十五条の十二にお 第八条第一項(第五十四条、第七十四条、第八十三条、 同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条 第百十九 第九十

改

īF

前

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。 第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七 という。)第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法 十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各 号に定める基準とする。 以下 法

場合を含む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において 場合を含む。)、第三十七条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、 準用する場合を含む。)、第三十一条第三項(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十 第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条(第百四十条の 例を定めるに当たって従うべき基準 まで、第百三十条第七項、 いて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第百二十八条第四項から第六項 百九十二条の十二において準用する場合を含む。)、第百四条の三、第百十八条第二項 報告書の提出に係る部分を除く。)、第七十一条、 を含む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、 十四条、第八十三条、第九十一条、 条、第百四十条(第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五 む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する いて準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合を含 十三において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する る場合を含む。)、第二十三条第三号及び第四号、第二十五条、第三十条の二(第五十四条、 十五条の十二において準用する場合を含む。)、第二百五条及び第二百十六条において準用す 条、第百四十条(第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五 含む。)、第九条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、 第九十一条、第百五条、第百十九条、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を む。)、第百二十五条第一項(第百四十条の十三及び第百五十五条(第百五十五条の十二にお する場合を含む。)、第五十条第三号及び第四号、 において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合 五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)、第三十七条の二(第五十四条、第七 十五条の十二において準用する場合を含む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百 一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)、第三十三条(第五十四条、第七十四 一項(第百四十条(第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第百九十二条及び第 法第七十四条第二項の規定により、 第八十三条、 (第百五十五条の十二において準用する場合を含む。)において準用する場合を含 第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条(第百四十条の十三にお 第百四十条の七第六項から第八項まで、 第百五条、第百十九条、第百四十条(第百四十条の十三 第八条第一項(第五十四条、第七十四条、第八十三条、 同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条 第九十八条第三号及び第四号、第百四条第 第六十九条(訪問看護計画書及び訪問看護 第二百五条及び第二百十六条において準用 第百四十条の八第八項、 第百十九 第百十九

+ --+ =

の七第七項、第百七十八条第一項から第三項まで、第百七十九条第一項(第百九十二条の十 場合を含む。)、第百五十条第六項、第百五十五条の六第六項から第八項まで、第百五十五条 含む。)、第百八十三条第四項から第六項まで(第百九十二条の十二において準用する場合を 第百四十六条第四項から第六項まで、第百四十八条(第百五十五条の十二において準用する まで、第百三十条第七項、第百四十条の七第六項から第八項まで、第百四十条の八第八項、 いて準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) 、第百二十八条第四項から第六項 含む。)、第百九十二条の七第一項から第三項まで、第百九十九条第六号及び第七号、 一において準用する場合を含む。)及び第二項(第百九十二条の十二において準用する場合を 第二百

第六十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する 務に従事することができるものとする。 常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 い場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職 指定訪問看護ステーションの管理上支障がな

2 •

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第六十八条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

るため緊急やむを得ない場合を除き、 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 指定訪問看護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護す 身体的拘束等を行ってはならない。 その際の利用者の心身の状況並

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五| ~ 七|

第七十三条の二 (記録の整備)

木曜日

を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録

<u>₹</u>

次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の

況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十八条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、

令和 6 年 1 月 25 日

次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

処置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

(従業者の員数)

2 略)

三条第六項並びに第二百十四条第六号及び第七号の規定による基準 含む。)、第百八十三条第四項から第六項まで(第百九十二条の十二において準用する場合を の七第七項、第百七十八条第一項から第三項まで、第百七十九条第一項 場合を含む。)、第百五十条第六項、第百五十五条の六第六項から第八項まで、第百五十五条 第百四十六条第四項から第六項まで、第百四十八条(第百五十五条の十二において準用する 含む。)、第百九十二条の七第一項から第三項まで、第百九十九条第六号及び第七号、 三条第六項並びに第二百十四条第六号及び第七号の規定による基準 二において準用する場合を含む。)及び第二項(第百九十二条の十二において準用する場合を

(第百九十二条の十

第二百

+- +-略

(管理者)

第六十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する 業所、 常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がな い場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事 施設等の職務に従事することができるものとする。

2 •

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第六十八条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

略)

(新設)

(新設)

三| 五| (略)

(記録の整備)

第七十三条の二 (略)

2 を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録

四 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記

(新設)

その際の利用者の心身の状

次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

七十二五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処

(従業者の員数)

2 第七十六条 (略) (略

3 | るものとみなすことができる。 第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしてい 並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準」という。) 本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合について 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項 十号。以下 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第 「介護老人保健施設基準」という。)第二条又は介護医療院の人員、施設及び設備

(新設)

3 |

でに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしている 運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項から第三項ま 護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に 介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準第七十八条に規定する指定介 者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定 護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業 ものとみなすことができる。 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行う ものとし、その方針は、 次に掲げるところによるものとする。

は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五| ~ 七|

官

(訪問リハビリテーション計画の作成

第八十一条 2 • (略)

の情報を把握しなければならない。 関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーション 機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療

項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビ とができる。 営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすこ 目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビ 環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの リテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第百十一条第一 テーション計画を作成した場合については、第百十五条第一項から第五項までに規定する運

129

護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に 者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定 護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業 員に関する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすこ 運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する人 介護予防訪問リハビリテーション 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介 (指定介護予防サービス等基準第七十八条に規定する指定介

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行う ものとし、その方針は、 次に掲げるところによるものとする。

(新設)

(新設)

三| 五| 略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第八十一条 (略)

(新設)

2 •

5 | 4 |

営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすこ 環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの リテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、 項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビ リテーション計画を作成した場合については、第百十五条第一項から第四項までに規定する運 目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビ とができる。 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第百十一条第 心身の状況、希望及びその置かれている

(記録の整備

第八十二条の二

に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供

二 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の

並びに緊急やむを得ない理由の記録 第八十条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、

次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

処置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った

第八十九条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、 ものとする。 次に掲げるところによる

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

(略)

を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体

前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

<u>•</u>

官

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

木曜日

ものとする。 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、 次に掲げるところによる

<u>.</u> (略)

指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体

前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

令和 6 年 1 月 25 日

(記録の整備)

第九十条の二

2

各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の

次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の

(記録の整備

2 第八十二条の二

に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供

一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記

(新設)

その際の利用者の心身の状況

次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五|四|三|

置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第八十九条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、 ものとする。 次に掲げるところによる

略)

(新設)

(新設)

四| ~ 七|

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(略)

(新設)

(新設)

三| | |七|

3

ものとする。 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、 次に掲げるところによる

(略)

(新設)

(新設)

三| 四|

(記録の整備)

第九十条の二

2 各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の

次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記

5 6

様及び時間、 第八十九条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録 次条において準用する第一 二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

処置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った

第百十一条 (従業者の員数) 略)

2 3 (略)

たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 は、介護老人保健施設基準第二条又は介護医療院基準第四条に規定する人員に関する基準を満 本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合について 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項

5 | 併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーショ もって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 サービス等基準第百十七条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことを ンの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第百十四条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。 (略)

指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

五| · 六 (略)

(通所リハビリテーション計画の作成

第百十五条

2 · 3 (略)

実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。 所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通

は、第八十一条第一項から第五項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第 ション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合について の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リ ハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテー 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受 項から第五項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、 利用者

次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四|三|二| 置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処

(従業者の員数)

第百十一条 略)

2 • (新設) (略)

4 |

サービス等基準第百十七条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことを ンの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防 併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーショ もって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる (指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針) 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を

第百十四条 指定通所リハビリテーションの方針は、 次に掲げるところによるものとする。

(新設)

(新設)

(通所リハビリテーション計画の作成)

三| 四|

第百十五条 (略)

2 3

(新設)

6|4| 指 5|

は、第八十一条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、 の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リ け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者 ション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合について ハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテー 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受 項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三条

(記録の整備

第百十八条の二

(記録の整備

に関する次の各号に掲げる記録を整備し、

指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供

その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記

2 第百十八条の二 に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供

次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の

第百十四条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由の記録

次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五|四|三|

(新設)

次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った

(設備に関する基準)

処置についての記録

介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人

第百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施

を除く。)を有することとする。 設基準第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するもの

二 三

官

るユニット型介護医療院をいう。第百五十五条の四及び第百五十五条の十一において同じ。 に関するものを除く。)を有することとする。 て必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院基準第四十三条に規定す 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院とし

2 •

略

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)

後

改

正

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)の一部を次の表のように改正する。

第一条 基準該当居宅介護支援(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。) 第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法

規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法第八十一条第三項の厚生労働省 令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 第四十七条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に

令で定める基準は、

次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

ることとする。 保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施 条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有す 設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第三十九 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人 第百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(設備に関する基準)

置についての記録

次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処

次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

を除く。)を有することとする。 介護医療院をいう。第百五十五条の四及び第百五十五条の十一において同じ。)に関するもの びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)第四十三条に規定するユニット型 て必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院の人員、施設及び設備並 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院とし

3

2

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

第一条 基準該当居宅介護支援(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。) 規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法第八十一条第三項の厚生労働省 第四十七条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に 第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法

事務職員を配置している場合における第一項に規定する員数の基準は、

利用者の数が四十九又

はその端数を増すごとに一とする。

算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、 用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計

三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運

(新設)

二 法第四十七条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村 準用する場合に限る。)、第五条(第三十条において準用する場合に限る。)、第十三条第二号が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項から第三項まで(第三十条において いて準用する場合に限る。)並びに第二十七条の二(第三十条において準用する場合に限る。 限る。)、第二十三条(第三十条において準用する場合に限る。)、第二十七条(第三十条にお の二、第二号の三、第七号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号、第十八号の二、 三十条において準用する場合に限る。)、第二十一条の二(第三十条において準用する場合に 第十八号の三及び第二十六号(第三十条において準用する場合に限る。)、第十九条の二(第 の規定による基準

びに第二十七条の二の規定による基準 の二、第二号の三、第七号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号、第十八号の二、 第十八号の三及び第二十六号、第十九条の二、第二十一条の二、第二十三条、第二十七条並 を定めるに当たって従うべき基準第四条第一項から第三項まで、 **)定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項から第三項まで、第五条、第十三条第二号法第八十一条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例**

(基本方針)

第一条の二

2 • 3

指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十一条の十七第一項第一号に規定する 支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防 和三十八年法律第百三十三号)第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定 項に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)、老人福祉法(昭 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第百十五条の四十六第一

5 6 (従業者の員数

を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が四十四又はその端数を増すごとに一とする。 定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に三分の一 この項及び第十三条第二十六号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指 所において指定介護予防支援(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下 援事業者の指定を併せて受け、又は法第百十五条の二十三第三項の規定により地域包括支援セ ンターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業 前項に規定する員数の基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭

> が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項(第三十条において準用二 法第四十七条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村 |する場合に限る。)、第五条(第三十条において準用する場合に限る。)、第十三条第一項第七 号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号、第十八号の二、第十八号の三及び第二 並びに第二十七条の二(第三十条において準用する場合に限る。)の規定による基準 る場合に限る。)、第二十一条の二(第三十条において準用する場合に限る。)、第二十三条(第 十六号(第三十条において準用する場合に限る。)、第十九条の二(第三十条において準用す 三十条において準用する場合に限る。)、第二十七条(第三十条において準用する場合に限る。)

四三

号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号、第十八号の二、第十八号の三及び第二を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項、第五条、第十三条第一項第七四 法第八十一条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例 規定による基準 十六号、第十九条の二、第二十一条の二、第二十三条、第二十七条並びに第二十七条の二の

(基本方針) (略)

第一条の二(略)

2 •

4 めなければならない。 事業者(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保 の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援 項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条 険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百 一十三号)第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第百十五条の四十六第

6

5

(従業者の員数

条

2

前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

第三条 (略) (管理者)

3 2 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、 略)

掲げる場合は、この限りでない。 に支障がない場合に限る。) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理

(内容及び手続の説明及び同意)

2 づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める はその家族に対し、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基 ことができること等につき説明を行い、理解を得なければならない 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、 利用者又

3 | なければならない。 計画の総数のうちに訪問介護、 はその家族に対し、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努め けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型 合及び前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付 おいて「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又 通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項

(新設)

木曜日

該文書を交付したものとみなす。 報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」と 族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情 の規定による文書の交付に代えて、第八項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家 いう。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、 指定居宅介護支援事業者は、 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、 第 項 当

令和 6 年 1 月 25 日

<u>·</u>

略)

7 | 処理組織をいう。 機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報 第五項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算

(管理者)

第三条 (略)

略)

次に

3

掲げる場合は、この限りでない。 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に

一 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護 支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第四条

(内容及び手続の説明及び同意)

利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前六月間 れたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。 数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供さ 宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回 いう。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居 に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介 ビス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、 通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」と 居宅サー

4 | 3 | 略)

該文書を交付したものとみなす。 報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」 族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情 の規定による文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家 いう。) により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、 当 ح

<u>·</u>

6 | 処理組織をいう。 機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計

8 | するときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的 方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 指定居宅介護支援事業者は、第五項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようと 第五項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本 取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。 を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行の二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体

況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状

十三の二 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受け 生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬たときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は 剤師に提供するものとする。

ととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこ 介護支援専門員は、第十三号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)

少なくとも一月に一回、利用者に面接すること。

者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用いずれにも該当する場合であって、少なくとも二月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用1 イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次の 利用者に面接することができるものとする。

ていること。 テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、 サービス担当者会議等において、 次に掲げる事項について主治の医師 文書により利用者の同意を得 担当者その他

利用者の心身の状況が安定していること。

の関係者の合意を得ていること。

利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

報について、担当者から提供を受けること。 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情

十五~二十五

一十六 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定に基づき、 介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。 受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅 支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を 地域包括

> 7 | するときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的 方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 指定居宅介護支援事業者は、第四項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようと

第四項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本 取扱方針に基づき、 次に掲げるところによるものとする。

_·

(新設)

十三の二 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受け 生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくはたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は 歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

十四 介護支援専門員は、第十三号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。) ととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこ

十五~二十五

一十六 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定に基づき、指定介護 う配慮しなければならない。 勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよ 予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を

二十七

第四条

令和 6 年 1 月 25 日 木曜日

- 第二十二条 の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認めら れる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程
- 2 代えることができる。 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 前項の規定による掲示に
- 3 | 指定居宅介護支援事業者は、 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならな

(記録の整備)

げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲

略)

状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第十三条第二号の三の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の

第十六条の規定による市町村への通知に係る記録

第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第二十二条 の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認めらk二十二条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程 れる重要事項を掲示しなければならない。

業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定に よる掲示に代えることができる。 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事

(新設)

2

第二十九条

2 げる記録を整備し、 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲 その完結の日から二年間保存しなければならない。

_· 略)

(新設)

五|四|三| 第十六条に規定する市町村への通知に係る記録

第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

傍線部分は改正部分)

指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十四号) の一部を次の表のように改正する。

改 正

後

改

正

前

第一条 共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。 ビスの事業に係る法第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる 基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 「法」という。)第七十八条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定地域密着型サー 以下

第

十五条(第三十七条の三において準用する場合に限る。)の規定による基準 合に限る。)、 第三条の三十の二(第三十七条の三において準用する場合に限る。)、第三条の三十三(第三 準用する場合に限る。) て市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準(第三条の七第一項(第三十七条の三にお 法第七十八条の二の二第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項につい -七条の三において準用する場合に限る。)、第三条の三十八の二(第三十七条の三において て準用する場合に限る。)、第三条の八(第三十七条の三において準用する場合に限る。)、 第三十三条第二項(第三十七条の三において準用する場合に限る。)並びに第三 第 二十六条第五号及び第六号(第三十七条の三において準用する場

基準に応じ、

ビスの事業に係る法第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、

次の各号に掲げる

それぞれ当該各号に定める基準とする。

「法」という。) 第七十八条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定地域密着型サー 一条 共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下

二 法第七十八条の二の二第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項につい 第三条の三十の二(第三十七条の三において準用する場合に限る。)、第三条の三十三(第三 準用する場合に限る。)、第三十三条第二項(第三十七条の三において準用する場合に限る。) 十七条の三において準用する場合に限る。)、第三条の三十八の二(第三十七条の三において いて準用する場合に限る。)、第三条の八(第三十七条の三において準用する場合に限る。)、 て市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条の七第一項(第三十七条の三にお 及び第三十五条(第三十七条の三において準用する場合に限る。)の規定による基準

三
5
五 (略

略

<u></u>

略

六 を含む。)、第四十条の五第一項、第四十条の八第三号及び第四号、第五十一条第五号及び第 居宅介護報告書の提出に係る部分を除く。)の規定による基準 五項から第七項まで、 準用する場合を含む。)、第三十五条(第四十条の十六及び第六十一条において準用する場合 六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八 準用する場合を含む。)、第三条の三十八の二(第十八条、第三十七条、第四十条の十六、第 第八十八条、第百八条、第百二十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。)、第 八十二条において準用する場合を含む。)、第三条の三十一第三項 第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第百 おいて準用する場合を含む。)、第三条の三十の二(第十八条、第三十七条、第四十条の十六、 介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)、第三条の二十五(第十八条に を含む。)、第三条の二十二第八号及び第九号、第三条の二十三(定期巡回・随時対応型訪問 する場合を含む。)、第三条の八(第十八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十一条、 条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条の七第一項 第七号まで並びに第百七十八条(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型 む。)、第百六十二条第六項から第八項まで、 において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百六十九条において準用する場合を含 十一条第二項(第百六十九条において準用する場合を含む。)、第百五十三条(第百六十九条 第百三十九条第八項、 限る。) 十二条において準用する場合を含む。)、第三条の四十一第二項(第三条の二十三に係る部分 三条の三十八(第十八条、第八十八条、第百八条、 る場合を含む。)、第三条の三十三(第十八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十一条、 八十八条、第百八条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)に 項及び第二項、第百十八条第四項から第六項まで、第百三十七条第四項から第六項まで、 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が 第八十八条、 第五十九条の二、第七十三条第五号から七号まで、 、第十条第五号及び第六号、第二十六条第五号及び第六号、 第六十一条、 第百八条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用 第百四十五条(第百六十九条において準用する場合を含む。)、 第九十九条第二項、第百十三条第一項から第三項まで、 第八十八条、第百八条、 第百六十三条第九項 第百二十九条及び第百八十二条において 第百二十九条及び第百八十二条において 第七十八条第二項、 (第十八条、第三十七条、 (第十八条において準用す 第三十三条第二項(第四 第百七十七条第五号から 第百十四条第 第九十七条第 第百五 第六十 第

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数

第三条の四

5 かわらず、 がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等 当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 前項本文の規定にか

当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる 前項本文の規定にか

条第二項、 第四項から第六項まで、第百三十九条第八項、第百四十五条(第百六十九条において準用す 準用する場合を含む。)、第三十五条(第四十条の十六及び第六十一条において準用する場合 第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含 第百七十七条第五号及び第六号並びに第百七十八条(看護小規模多機能型居宅介護計画及び を含む。)、 十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条及び第百八十二条において 看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。) に限る。) 、第三十三条第二項 三十八の二(第十八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、 含む。)、第三条の三十一第三項 条の三十の二(第十八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八 提出に係る部分を除く。)、 を含む。)、第三条の二十三(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の する場合を含む。)、第三条の八(第十八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十一条、 条例を定めるに当たって従うべき基準 看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出に係る部分を除く。)の規定による基準 いて準用する場合を含む。)、第百六十二条第六項から第八項まで並びに第百六十三条第九項、 る場合を含む。)、第百五十一条第二項(第百六十九条において準用する場合を含む。)、第百 二項まで、 む。)、第三条の四十一第二項(第三条の二十三に係る部分(定期巡回・随時対応型訪問介護 九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。)、第三条の三十八(第十八条、 (第十八条、第三十七条、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、 条、第八十八条、第百八条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が 第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を (第百六十九条において準用する場合を含む。)、第百五十五条 (第百六十九条にお 第四十条の五第一項、 第百八条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合 第百十四条第一項及び第二項、 第九十七条第五項から第七項まで、第九十九条第二項、第百十三条第一項から第 第百二十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。)、 第三条の二十五(第十八条において準用する場合を含む。) (第十八条において準用する場合を含む。)、第三条の三十三 第五十九条の二、第七十三条第五号及び第六号、 第三条の七第一項(第十八条、第三十七条、第六十 第百十八条第四項から第六項まで、第百三十七条 第三条の 第百二十 第七十八 (第 四 第

七・八

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数

第三条の四

一 { 四

略

5 がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、 かわらず、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等

定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指 ければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でな

第三条の五 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡 事することができるものとする。 回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、 介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 施設等の職務に従

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針

第三条の二十二 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

七七

木曜日

等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の 行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

十 十

令和 6 年 1 月 25 日

第三条の三十二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型 従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期
- 3 掲載しなければならない。 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、 原則として、 重要事項をウェブサイトに

第六項、第六十四条第三項及び第六十五条において同じ。) 生活介護事業所をいう。第六条第四項第五号、第四十五条第一項、 王活介護事業所をいう。第六条第四項第五号、第四十五条第一項、第四十六条、第六十三条指定認知症対応型共同生活介護事業所(第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同

<u>Ŧ</u>i.

る指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。) 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前 の介護保険法(以下「平成十八年旧介護保険法」という。)第四十八条第一 健康保険法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二 一項第三号に規定す

間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 ければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、 介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でな 当該定期巡回·随時対応型訪問

7 5 12

(管理者)

第三条の五 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問 回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡 介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 施設等の職務に従事することができるものとする

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第三条の二十二 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

~ 七

(新設)

(新設)

八 九 九 略

第三条の三十二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型 従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲 訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、 前項に規定する事項を記載した書面を当

(新設)

(記録の整備

第三条の四十 (略)

- 2 型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応 なければならない
- 第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 第三条の二十四第十項に規定する訪問看護報告書
- の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第三条の二十二第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身
- 第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録
- 第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 第三条の三十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記

(訪問介護員等の員数

- 3 の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外 障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支
- 4 施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 いて、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合にお
- \ |

(削る)

- 時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる 業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随 ければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でな
- 訪問サービスに従事することができる。 供に支障がない場合は、第三項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提 随時

設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、 管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施 に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業者

(記録の整備)

第三条の四十

- 型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存 しなければならない。 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応
- 第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 第三条の二十四第十一項に規定する訪問看護報告書

(新設)

四

第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録

- 第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録

七十二五

第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第六条

- 3 介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者 障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問 からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、 利用者の処遇に支
- 施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 いて、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合にお 前項本文の規定にかかわらず、当該

- 指定介護療養型医療施設
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でな の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対 ければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所 応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる
- 6 サービスに従事することができる。 支障がない場合は、第三項本文及び前項本文の規定にかかわらず、 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に オペレーターは、

第七条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職 の事業所、 管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他 に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の 施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介

職務に従事することができるものとする。 介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、 合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問 職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場 の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の 指定訪問介護事業所の

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第十条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところ によるものとする。

(略)

体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身

前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

七~九 (略)

第十七条 (記録の整備) (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する 次の各号に掲げる記録を整備し、 その完結の日から二年間保存しなければならない。

等の記録 第十条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容

官

びに緊急やむを得ない理由の記録

次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録 次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録

採った処置についての記録 次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際して

木曜日

第二十一条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は 職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

令和 6 年 1 月 25 日

第二十六条 指定地域密着型通所介護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

<u>;</u> 四 略)

Ŧi. 体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身 身体的拘束等を行ってはならない。

前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

七| ·八|

護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運 ターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第五条 営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセン 一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、 指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。 一体的に運営するとき

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第十条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、 によるものとする。 次に掲げるところ

一 〈 匹 (略)

(新設)

(新設)

五| く 七| (略)

(記録の整備)

2 第十七条 (略) 次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する

(新設)

一 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等 の記録

五|四|三 (管理者 た処置についての記録 次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録

第二十一条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその 同 所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、 職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業 一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第二十六条 指定地域密着型通所介護の方針は、 次に掲げるところによるものとする

一 5 匹

(新設)

(新設)

五| 六| (略)

2 •

第三十六条 (略) (記録の整備)

お子一次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録四次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録四次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録

第三十七条の三 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三 条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の のは「第三条の十八第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第三条の二十六」とあ 合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業 者」と、第二十二条第四項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第一項 第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号 着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、 において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密 とあるのは「第三条の三十六第二項」と読み替えるものとする。 るのは「第三条の二十六」と、同項第五号中「次条において準用する第三条の三十六第二項」 従業者」と、第三十六条第二項第二号中「次条において準用する第三条の十八第二項」とある 項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護 所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合. に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場 規程」とあるのは「運営規程(第二十九条に規定する運営規程をいう。第三条の三十二第一項 について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営 三十六まで、第三条の三十八の二、第三条の三十九、第十二条及び第十九条、第二十一条、第 二十二条第四項並びに前節(第三十七条を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業 第二十六条第四号、第二十七条第五項、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二

(記録の整備)

第三十六条(略)

2

次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する

(略)

(新設)

の記録 の記録 一 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等

六 五 四 三 次条 次条 次条 条

次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録

前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第三十七条の三 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、 規程」とあるのは「運営規程(第二十九条に規定する運営規程をいう。第三条の三十二第一項 三十六まで、第三条の三十八の二、第三条の三十九、第十二条及び第十九条、第二十一条、 条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の るのは「第三条の二十六」と、同項第四号中「次条において準用する第三条の三十六第二項」 のは「第三条の十八第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第三条の二十六」とあ 従業者」と、第三十六条第二項第二号中「次条において準用する第三条の十八第一 項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護 所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」 合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業 者」と、第二十二条第四項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第一項 第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号 着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、 において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密 について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営 とあるのは に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場 二十二条第四項並びに前節(第三十七条を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業 第二十六条第四号、第二十七条第五項、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第二 「第三条の三十六第二項」と読み替えるものとする。 一項」とある

2 •

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第四十条の八 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

略)

護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保

四 びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

五| ~ 七| (略)

(記録の整備)

第四十条の十五

げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲

三 次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容 等の記録

状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第四十条の八第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の

次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録 次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録

処置についての記録 次条において準用する第三十五条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った (略)

(管理者)

官

第四十三条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対 型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、 だし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独 応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。た 職務に従事することができるものとする。 又は他の事業所、 施設等の

木曜日

(利用定員等)

令和 6 年 1 月 25 日

第四十六条 て三年以上の経験を有する者でなければならない。 第九十条第九項及び第百七十一条第八項において「指定居宅サービス事業等」という。)につい 第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第五十三 する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法 正前の法第八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第六十三条第七項、 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第二十六条の規定による改 又は介護保険施設(法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは 若しくは指定介護予防支援(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業 ビス(法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。) 条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サー 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第四十一条第一項に規定

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第四十条の八 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(略)

(新設)

(新設)

三| 五| 略

(記録の整備)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲 第四十条の十五 略

げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

• • (略)

三 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等 の記録

七 六|五|四| (管理者) 置についての記録 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録

第四十三条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対 事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、 だし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独 応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。た 又は同一敷地内にある他

(利用定員等)

第四十六条 (略)

ならない。 において「指定居宅サービス事業等」という。)について三年以上の経験を有する者でなければ 指定介護療養型医療施設の運営(第六十三条第七項、第九十条第九項及び第百七十一条第八項 若しくは指定介護予防支援 (法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業 ビス(法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。) 条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サー 第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第五十三 する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法 又は介護保険施設 (法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第四十一条第一項に規定

第四十七条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業 認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介 所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定 することとしても差し支えない。 指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事 する。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型 護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものと

〈 四

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第五十一条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 身体的拘束等を行ってはならない。 当該利用者又は他の利用者等の生命又は その際の利用者の心身の状況並

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(認知症対応型通所介護計画の作成

第五十二条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業 ビスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 の置かれている環境を踏まえて、 第四十七条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びそ 所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第四十三条又は 機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサー

2 5 5

(記録の整備)

第六十条

(略)

する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関

等の記録 次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容 その際の利用者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第五十一条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、

次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録 次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録

処置についての記録 次条において準用する第三十五条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った

略)

第四十七条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業 認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介 所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定 合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し 護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事するこ ある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 とができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場 かつ、同一敷地内に

2

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第五十一条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 〈 匹 略)

(新設)

(新設)

五 六

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第五十二条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業 的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体 第四十七条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、 所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第四十三条又は

(記録の整備)

第六十条(略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関 する次の各号に掲げる記録を整備し、 その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等 の記録

(新設)

五|四|三| 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録

次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録

置についての記録 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処

六

略)

令和 6 年 1 月 25 日 木曜日

(従業者の員数等)

(略)

6 者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、 能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業 欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機 同表の中

掲げる施設等のいずれか 居宅介護事業所に中欄に が併設されている場合 当該指定小規模多機能型 略 地域密着型介護老人福祉施設、 所、 指定認知症対応型共同生活介護事業 介護老人福祉施設、 設又は介護医療院 略 指定地域密着型特定施設、 介護老人保健施 指定 指定 略

7 5 13 (管理者) (略

第六十四条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに 専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型 務に従事し、又は他の事業所、 居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職 施設等の職務に従事することができるものとする。

官

3

の二の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護 厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 おいて同じ。)として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、 る者をいう。次条、第九十一条第三項、 て同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定め 合型サービス事業所(第百七十三条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条におい 医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第二十条 第九十二条、第百七十二条第三項及び第百七十三条に 指定複 別に

(従業者の員数等)

第六十三条

6 欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、 能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機 同表の中

(略)	話指定小規模多機能型当該指定小規模多機能型
(略)	所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(医療設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養第七条第二項第四号に規定する療養。)又は介護医療院
(略)	介護職員

7 5 13

(管理者)

第六十四条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに 場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第百十五条の四十五第一項に規定する 居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職 専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型 介護予防・日常生活支援総合事業(同項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。) 指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている 職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、 の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の 定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項 務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表の当該指 に従事することができるものとする。

3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める 医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複 の二の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護 研修を修了しているものでなければならない。 合型サービス事業所(第百七十三条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条におい る者をいう。次条、第九十一条第三項、第九十二条及び第百七十三条において同じ。)として三 て同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定め 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第二十条

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第七十三条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

- び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならな 身体的拘束等を行ってはならない 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及
- 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措
- 置を講じなければならない。
- うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介 護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ること 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施す

九| (略)

めの委員会の設置) (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するた

第八十六条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業 を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービ スの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を 所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進 活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第八十七条 (略)

に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供

·二 (略)

- 三 次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容 等の記録
- 況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第七十三条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状
- 次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録
- 次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 七 次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際して
- 採った処置についての記録

略)

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第七十三条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては

身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っては

Ŧī.

び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならな 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及

(新設

七| 八| 略)

(新設)

第八十七条 (略) (記録の整備)

- 2 に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供
- 一・二 (略)
- 三 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等
- 四 並びに緊急やむを得ない理由の記録 第七十三条第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況
- 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録

Ŧi.

- 七六 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録
- た処置についての記録 次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ

第九十一条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事 当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができ する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、 るものとする。

2 · 3 (略)

(管理者による管理)

第百一条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型 護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはる指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介 ならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供す

(協力医療機関等)

第百五条 (略)

たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、 常時

行う体制を、常時確保していること。 確保していること。 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を

症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。 の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知指定認知症対応型共同生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者

をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型イする法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(以指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 ンフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症

合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場 協議を行わなければならない。

木曜日

症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならな

7 | 8 | (略)

令和 6 年 1 月 25 日

(記録の整備)

第百七条 (略)

2 提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の その完結の日から二年間保存しなければならな

略)

第九十五条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

第九十一条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事 当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併 する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、 設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の

2 • 略)

職務に従事することができるものとする。

(管理者による管理)

第百一条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型 居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはる指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介 サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供す ならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住

(協力医療機関等)

第百五条

2 | 3 |

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(記録の整備)

第百七条 (略)

2 提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならな 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の

一 第九十五条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第九十七条第六項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状

兀 次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録 次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録

採った処置についての記録 次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際して

略)

(準用)

第百八条 第三条の七、 項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域 第八十条、第八十二条の二、第八十四条及び第八十六条の二の規定は、指定認知症対応型共同 のは「介護従業者」と、第八十二条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは 介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する 密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所 に規定する運営規程」とあるのは「第百二条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九 三十八から第三条の三十九まで、第二十八条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで、 二条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中 六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十四まで、第三条の三十六、第三条の 「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十八条第二 と、「六月」とあるのは「二月」と、第八十条中「小規模多機能型居宅介護従業者」 第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、 第 二条の二十 とある

(従業者の員数)

官

第百十条 (略)

2 6

者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居 生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、 第一項第一号、 第三号及び第四号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の

(略)

略)

次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イの規定の適用について 当該規定中 「一」とあるのは、「〇・九」とする。

ロ 地域密着型特定施設従業者項について必要な検討を行い、項について必要な検討を行い、 並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事 第百二十九条において準用する第八十六条の二に規定する委員会において、利用者の安全 及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

利用者の安全及びケアの質の確保

地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

- 三 第九十七条第六項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録
- 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 四

た処置についての記録 次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ

七

第百八条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十 三十八から第三条の三十九まで、第二十八条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで、 共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 と、第八十二条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型 あるのは「二月」と、第八十条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」 を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」と 業者」とあるのは「介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見 あるのは「第五章第四節」と、第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従 対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」と 程」とあるのは「第百二条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第 第八十条、第八十二条の二及び第八十四条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業に 六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十四まで、第三条の三十六、第三条の ついて準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規 項、 第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時

第百十条 (従業者の員数) (略)

2 6

7

者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居 生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、 第一項第一号、第三号及び第四号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の

病院 介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る))

略

8 5 10

- 1 -
 - 二 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」ハ 緊急時の体制整備

ح

- 地域密着型特定施設従業者に対する研修いう。)の定期的な点検
- 介護機器を複数種類活用していること。
- | 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護四||利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護||特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため

地域密着型

を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設でとに管理者としての職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設でとに管理者というでは、当時では、対していると認められること。

(協力医療機関等)

宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第百二十七条 (略)

- 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時るに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定める。
- て診療を行う体制を、常時確保していること。| 一 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合におい| 確保していること。
- 定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければな利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指1 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、て診療を行う体制を、常時確保していること。

(新設)

木曜日

(新設)

(新設)

令和 6 年 1 月 25 日

- について協議を行わなければならない。「たある場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応をある場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応をある場合において、
- 6 指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。 「北京地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。」 「に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該関

官理者

第百十一条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに第百十一条 指定地域密着型特定施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一

(協力医療機関等)

第百二十七条(略)

新設)

2 |

(新設)

(略

(記録の整備

第百二十八条

2 しなければならない。 入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設

- 第百十六条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第百十八条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状
- 第百二十六条第三項の規定による結果等の記録
- 次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録
- 次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 採った処置についての記録 次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際して

第百二十九条 第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、 第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八から第三条の三十九まで、第二十八 るものとする。 者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、第三十三条第二項第 第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業 いて、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び 条、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで、第八十条及び第八十六条の 特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替え 第三十四条第一項中 二の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合にお 号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、 「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは 「地域密着型

(従業者の員数)

第百三十一条(略)

- げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サ 相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、 とができる。 テライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないこ 第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活 次に掲

病院 栄養士又は管理栄養士(病床数百以上の病院の場合に限る。)

略)

149

(記録の整備)

百二十八条

しなければならない。 入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設

- 第百十六条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 並びに緊急やむを得ない理由の記録 第百十八条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況
- 第百二十六条第三項に規定する結果等の記録

兀

- 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録
- 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録
- た処置についての記録 次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ

七

(準用)

第百二十九条第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、 条、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで及び第八十条の規定は、指定 第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八から第三条の三十九まで、第二十八 生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは 回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第二十八 十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡 地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条の三 条第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、第三十三条第二項第一号及び第三号中 「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第三十四条第一 「地域密着型特定施設入居者

(従業者の員数)

第百三十一条

- げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サ 相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、 テライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないこ とができる 第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活
- 四 員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。

(略)

<u>:</u>

三 病院 栄養士若しくは管理栄養士 (病床数百以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門

(設備)

第百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

医務室

足りるものとする。 ために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで 査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老 し、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検 人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療する 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすることと

略)

(緊急時等の対応)

第百四十五条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設 のため、あらかじめ、第百三十一条第一項第一号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合 当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておか なければならない。

の変更を行わなければならない。 回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一 必要に応じて緊急時等における対応方法

(管理者による管理)

第百四十六条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人 病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。 福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老 人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が

(計画担当介護支援専門員の責務)

第百四十七条 計画担当介護支援専門員は、第百三十八条に規定する業務のほか、次に掲げる業 務を行うものとする。

木曜日

状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。 第百三十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の入所者の心身の

行うこと。 第百五十七条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録を

を行うこと。 第百五十五条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(協力医療機関等)

令和 6 年 1 月 25 日

第百五十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あら あっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。 ただし、複数の医療機関を協力医療かじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関に 機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない

確保していること 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、

第百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする

を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器 体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居 な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、 2医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要

七~九

2 略)

(緊急時等の対応)

第百四十五条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設 のため、あらかじめ、第百三十一条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等 における対応方法を定めておかなければならない。 入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合

(新設)

(管理者による管理)

第百四十六条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人 職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することがで 人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老

(計画担当介護支援専門員の責務)

第百四十七条 計画担当介護支援専門員は、第百三十八条に規定する業務のほか、次に掲げる業 務を行うものとする。

五第百三十七条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、 況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 その際の入所者の心身の状

六 第百五十七条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等を記録する ے ع

七 第百五十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する こと。

(協力病院等

第百五十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、 らかじめ、協力病院を定めておかなければならない 入院治療を必要とする入所者のために、

(新設)

常時

(記録の整備)

- 体制を、常時確保していること。 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う
- 状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着指定地域密着型介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病 は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、 入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又 _入院を要すると認められた入所者の
- 型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、 新興感染症の発生
- おいては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合に を行わなければならない。
- 型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着 指定地域密着型介護老人福祉施設は、 入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後

第百三十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の第百三十五条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

官

ればならない。

- 者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しな 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所
- 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録
- 次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 前条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

木曜日

第百五十七条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、 |十八の二、第三条の三十九、第二十八条、第三十二条、第三十四条第一項から第四項まで及び二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十六、第三条の三十六、第三条の三 介護認定」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第三十四条第に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要 提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者 とあるのは「従業者」と、第三条の十一第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 第八十六条の二の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合にお 施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるも 項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」 に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一 いて、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百四十八条 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉

令和 6 年 1 月 25 日

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 第百五十六条 2 | (記録の整備)

- ければならない。 者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しな。 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所
- 七六五四 況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 第百三十五条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 第百三十七条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状
 - 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録
 - 前条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三条の

第百五十七条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、 業者」と、第三条の十一第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際 規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三条の七 十八の二、第三条の三十九、第二十八条、第三十二条及び第三十四条第一項から第四項までの 二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三 着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第三十四条第一項中「地域密 し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われ 三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従 項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の 第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百四十八条に規定する重要事 介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。 ていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、

第百六十七条

(勤務体制の確保等)

(略)

5 | 修を受講するよう努めなければならない。 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研

略)

(号外第 18号)

第百六十九条 第三条の七、 とあるのは「第百六十二条第七項」と、同条第六号中「第百五十七条」とあるのは「第百六十 知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第百四十七条中「第百三十八条」とある 場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第二十八条第 は「入居の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の 地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第 とあるのは「第百六十二条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第百六 百六十九条において準用する第百三十五条第二項」と、同項第三号中「第百三十七条第五項」 第百五十五条第三項」と、第百五十六条第二項第二号中「第百三十五条第二項]とあるのは[第 について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について 三条の十一第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるの 三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百六十六条に規定する重要事項に関する規 二項中「この節」とあるのは 三条から第百四十七条まで及び第百五十一条から第百五十六条までの規定は、ユニット型指定 二項」と読み替えるものとする。 | 号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第性」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第 一十六、第三条の三十の二、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三 (準用) `は「第百六十九条において準用する第百三十八条」と、同条第五号中「第百三十七条第五項| -八の二、第三条の三十九、第二十八条、第三十二条、第三十四条第一項から第四項まで、第 ・九条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第百六十九条において準用する前条第 一十六条の二、第百三十三条から第百三十五条まで、第百三十八条、第百四十一条、 同条第七号中「第百五十五条第三項」とあるのは「第百六十九条において準用する 第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、 「第七章第五節」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護 第百四十 第三条の

(従業者の員数等)

令和 6 年 1 月 25 日 木曜日

第百七十一条

略)

きは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事する 業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いていると いる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されて

(略)

(略)

ことができる。

(勤務体制の確保等)

第百六十七条

(新設)

2 5 4

略)

(準用)

5 |

第百六十九条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、 えるものとする。 項第六号中「前条第三項」とあるのは「第百六十九条において準用する前条第三項」と読み替 百六十二条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第百六十九条」と、 おいて準用する第百三十五条第二項」と、同項第三号中「第百三十七条第五項」とあるのは 第七号中 百六十二条第七項」と、同条第六号中「第百五十七条」とあるのは「第百六十九条」と、同条 条において準用する第百三十八条」と、同条第五号中「第百三十七条第五項」とあるのは「第 と、「六月」とあるのは「二月」と、第百四十七条中「第百三十八条」とあるのは「第百六十九 する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」 とあるのは 三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中 定する運営規程」とあるのは「第百六十六条に規定する重要事項に関する規程」と、 百三十三条から第百三十五条まで、第百三十八条、第百四十一条、 と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第二十八条第二項中「この節」 人福祉施設について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規 七条まで及び第百五十一条から第百五十六条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老 十八の二、第三条の三十九、第二十八条、第三十二条、第三十四条第一項から第四項まで、第 三項」と、第百五十六条第二項第二号中「第百三十五条第二項」とあるのは「第百六十九条に 二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第三条の十一第一項 . 同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要 「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」 「第百五十五条第三項」とあるのは「第百六十九条において準用する第百五十五条第 「第七章第五節」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有 第百四十三条から第百四十

(従業者の員数等)

第百七十一条 (略)

7 業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いていると いる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従 ことができる。 きは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事する 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されて

(削る)

四 略)

8~14 (略)

(管理者)

第百七十二条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護 介護事業所の他の職務に従事し、 小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅 又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるもの

2 . 3

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第百七十七条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。 居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話 サービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の できるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することが

る措置を講じなければならない。 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 、次に掲げ

護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

木曜日

的に実施すること 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、 身体的拘束等の適正化のための研修を定期

十 二 (略)

(記録の整備)

第百八十一条 護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければな らない。 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介

令和 6 年 1 月 25 日

三 第百七十七条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 その際の利用者の心身の

四 · 五

等の記録 次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容

> 四 であるものに限る。 指定介護療養型医療施設 (医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所

五 (略)

(管理者)

第百七十二条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護 看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等の職務に従事す 介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定 小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅

2 • (略)

ることができるものとする

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第百七十七条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 サービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理 の下で妥当適切に行うものとする。 できるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することが

二~六 略

(新設)

七~十一

第百八十一条 (記録の整備)

護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければな 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介

三 第百七十七条第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、 況並びに緊急やむを得ない理由の記録 その際の利用者の心身の状

六 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等 の記録

木曜日

の表のように改正する。

改

正

後

九 採った処置についての記録 次条において準用する第三条の三十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際して 次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録 次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録

略)

第百八十二条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十 護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する あるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介 介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節」と、第三十条第 第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅 とあるのは「第百八十二条において準用する第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、 いて準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」 まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第七十九条、第八十一条から第八十四条 の三十九まで、第二十八条、第三十条、 六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八から第三条 百七十一条第七項各号」と読み替えるものとする。 者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービ スの提供回数等の活動状況」と、第六十八条中「第六十三条第十二項」とあるのは「第百七十 三項及び第四項並びに第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」と 条第十三項」と、第七十条及び第七十八条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは 「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第八十六条中「第六十三条第六項」とあるのは「第 第八十六条及び第八十六条の二の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業につ 第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び 第三十三条、 第三十四条、第六十八条から第七十一条

> 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録

九八七 次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ

た処置についての記録

+

第百八十二条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十 見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」 百八十二条において準用する第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条 の三十九まで、第二十八条、第三十条、 六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八から第三条 機能型居宅介護従業者」と、第八十六条中「第六十三条第六項」とあるのは「第百七十一条第 の活動状況」と、第六十八条中「第六十三条第十二項」とあるのは「第百七十一条第十三項」 とあるのは 護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知 項並びに第三十三条第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは の三十の二第二項、 の場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは まで及び第八十六条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。 まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第七十九条、第八十一条から第八十四条 七項各号」と読み替えるものとする。 | 第七十条及び第七十八条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多 第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節」と、第三十条第三項及び第四 「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等 第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中 第三十三条、 第三十四条、第六十八条から第七十一条 看 ح 定 第

第五条 指定介護予防サービス等の事業の人員、 .指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正. 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)の

(傍線部分は改正部分)

一部を次

第 の事業に係る法第百十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、 業に係る法第百十五条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービス 条 | という。)第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型介護予防サービスの事 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。 次の各号に掲げる基準

令和 6 年 1 月 25 日

下 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府 「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以 (以下「中核市」

それぞれ当該各号に定める基準とする

改

正

前

以下

第

の事業に係る法第百十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準 業に係る法第百十五条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービス に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする 条 「法」という。) 第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型介護予防サービスの事 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法 (平成九年法律第百二十三号。 以下

下 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府 (地方自治法 「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第 一項の指定都市(以 (以下「中核市」

及び第二百七十九条の規定による基準 第五十七条(第二百八十条において準用する場合に限る。)第百八十条、第百八十一条、第三四十五条第六項(第百八十五条において準用する場合に限る。)、第五たって従うべき基準 第五十七条第六号(第六十一条において準用する場合に限る。)、第五という。)にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当

び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第五十七条第三号及び第四号(第六十一条 合に限る。)並びに第二百七十八条第八号及び第九号(第二百八十条において準用する場合に に限る。)、第百三十六条(第百八十五条において準用する場合に限る。)、第百三十九条の一 八十条において準用する場合に限る。)、第五十三条の十の二(第六十一条、第百八十五条及 条において準用する場合に限る。)、第五十三条の十(第六十一条、第百八十五条及び第二百 おいて準用する場合に限る。)、第五十三条の五(第六十一条、第百八十五条及び第二百八十 条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第五十三条の三第三項(第六十一条に 県が条例を定めるに当たって従うべき基準 限る。)の規定による基準 において準用する場合に限る。) において準用する場合に限る。)、第百三十三条第一項(第百八十五条において準用する場合 八十条において準用する場合に限る。)、第四十九条の三(第六十一条、第百八十五条及び第 |百八十条において準用する場合に限る。)、第五十三条の二の二(第六十一条、第百八十五 法第五十四条第一項第二号の規定により、 一項(第百八十五条において準用する場合に限る。)、第百四十五条第七項(第百八十五条 第二百七十三条第六項 第四十九条の二第一項(第六十一条及び第 同条第二項第三号に掲げる事項について都道府 (第二百八十条において準用する場 三百

匹~七 (略)

官

係る部分に限る。)並びに附則第二条 係る部分に限る。)、第二号 び第六項第一号ロ、 が条例を定めるに当たって従うべき基準 第百十八条第一項、第百三十二条第三項第一号及 則第八条及び附則第十二条の規定による基準 及び第四号(療養室に係る部分に限る。)、 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県 項 (病室に係る部分に限る。) 第百五十三条第六項第一号イ(3)、 (病室に係る部分に限る。)、第三号イ 第三項 (第百三十二条第六項第一号口に係る部分に限る。)、 第二百五条第 (病室に係る部分に限る。)及び第四項 (療養室に 第百八十八条第一項第一号 一項(療養室に係る部分に限る。)、 (病室に係る部分に限る。) (療養室に 附

(略)

三 法第五十四条第一項第二号の規定により、 条において準用する場合に限る。)、第五十三条の十(第六十一条、第百八十五条及び第二百 条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第五十三条の三第三項(第六十一条に 県が条例を定めるに当たって従うべき基準 おいて準用する場合に限る。)の規定による基準 百三十九条の二第二項(第百八十五条において準用する場合に限る。)、第百四十五条第七項 び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第百三十三条第一項 八十条において準用する場合に限る。)、第五十三条の十の二(第六十一条、第百八十五条及 おいて準用する場合に限る。)、第五十三条の五(第六十一条、第百八十五条及び第二百八十 八十条において準用する場合に限る。)、第四十九条の三(第六十一条、第百八十五条及び第 て準用する場合に限る。)、第百三十六条(第百八十五条において準用する場合に限る。)、第 |百八十条において準用する場合に限る。)、第五十三条の二の二(第六十一条、 (第百八十五条において準用する場合に限る。)及び第二百七十三条第六項 (第二百八十条に 第四十九条の二第一項(第六十一条及び第二百同条第二項第三号に掲げる事項について都道府 (第百八十五条にお 第百八十五

(略)

係る部分に限る。)、 第四号イ 係る部分に限る。)、第二号(病室に係る部分に限る。)、第三号 が条例を定めるに当たって従うべき基準 び第六項第一号ロ、 及び第五号(療養室に係る部分に限る。)並びに附則第1 か条例を定めるに当たって従うべき基準 第百十八条第一項、第百三十二条第三項第一号及 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県 号 (病室に係る部分に限る。)及び第五号 (療養室に係る部分に限る。)、 (療養室に係る部分に限る。)、 附則第八条及び附則第十二条の規定による基準 第百五十三条第六項第一号イ(3)、第百八十八条第一項第一号(療養室に 第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。) 条 (第百三十二条第六項第 (病室に係る部分に限る。)、 第二百五条第 一号口に

(号外第 18号)

四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含 準用する場合を含む。)、第百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。)、第二百 が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十九条の二第一項(第七十四条、第八十四条、 第百九十八条、第二百条第六項、第二百十二条第七項、第二百三十四条第一項から第三項ま 第七項、第百六十一条第八項、第百九十一条(第二百十条において準用する場合を含む。)、 場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第百三十三条第一項(第百五十九条及び第百 第一項から第三項まで、第百二十一条第二項(第百九十五条(第二百十条において準用する 九条において準用する場合を含む。)、第五十七条第三号及び第四号、第七十条、第七十七条 準用する場合を含む。)、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十 む。)、第五十三条の十の二(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、 七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、第百四十二条(第百五十九条において 第百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。)、第二百四十五条、第二百六十二 び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第五十三条の五(第七十四条、第八十四 合を含む。)、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条におい 百五十九条において準用する場合を含む。)、第百九十五条(第二百十条において準用する場 五十三条の二の二(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、第百四十二条(第 する場合を含む。)、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第 条第七号及び第八号の規定による基準 第三項まで、 三十六条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、第百三十九条の二第二項(第百五 九十五条 十二条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、第百九十五条(第二百十条において て準用する場合を含む。)、第五十三条の三第三項(第七十四条、第八十四条、第九十三条及 |百三十九条(第二百六十二条において準用する場合を含む。)、第二百五十八条第一項から 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県 。)、第四十九条の三(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、第百四十二 (第百五十九条において準用する場合を含む。)、第百九十五条 (第二百十条において準用 | 第九十三条、第百二十三条、第百四十二条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、 第二百三十五条第一項及び第二項(第二百六十二条において準用する場合を含む。)、第 第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第五十三条の十(第 第二百四十五条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。)、第百四十五条 (第二百十条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第百 第二百七十三条第六項、 第百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含 第二百七十八条第八号及び第九号並びに第二百九十 第百四

第四十八条 護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事 その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介 し、又は他の事業所、 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専ら 施設等の職務に従事することができるものとする。

第五十三条の四 者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下こ すい場所に、第五十三条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業 の条において単に 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見や 「重要事項」という。)を掲示しなければならない

> 場合を含む。)、第百三十三条第一項(第百五十九条及び第百九十五条 が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十九条の二第一項 (第七十四条、第八十四条、 四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含 条、第九十三条、第百二十三条、第百四十二条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、 び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第五十三条の五(第七十四条、第八十四て準用する場合を含む。)、第五十三条の三第三項(第七十四条、第八十四条、第九十三条及 む。)、第四十九条の三(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、 第六項の規定による基準 おいて準用する場合を含む。)、 第二百十二条第七項、第二百三十四条第一項から第三項まで、第二百三十五条第一項及び第 第百九十一条(第二百十条において準用する場合を含む。)、第百九十八条、第二百条第六項、 準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第百三十六条(第百五十九条におい 十一条第二項(第百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。)において準用する 九条において準用する場合を含む。)、第七十条、第七十七条第一項から第三項まで、第百二 準用する場合を含む。)、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十 十二条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、第百九十五条(第二百十条において む。)、第五十三条の十の二(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、第百四 準用する場合を含む。)、第百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。)、第二百 第百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。)、第二百四十五条、第二百六十二 合を含む。)、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条におい 百五十九条において準用する場合を含む。)、第百九十五条(第二百十条において準用する場 五十三条の二の二(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、第百四十二条(第 する場合を含む。)、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第 条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、第百九十五条(第二百十条において準用 て準用する場合を含む。)、第百三十九条の二第二項(第百五十九条、 七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、第百四十二条(第百五十九条において 条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第五十三条の十(第 一百六十二条において準用する場合を含む。)、第百四十五条第七項、第百六十一条第八項、 一項(第二百六十二条において準用する場合を含む。)、第二百三十九条(第二百六十二条に 法第百十五条の四第二項の規定により、 第百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含 第二百五十八条第一項から第三項まで並びに第二百七十三条 同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県 第二百四十五条及び第 (第二百十条において 第百四十二

十一·十二 略

第四十八条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専ら 護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事 その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介 し、又は同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとする。

第五十三条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、 者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し なければならない。 第五十三条に規定する重要事項に関する規程の概要、 指定介護予防訪問入浴介護事業所の見や 介護予防訪問入浴介護従業

報

- 2 規定による掲示に代えることができる。 介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴 前項の
- 3 | 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、 原則として、 重要事項をウェブサイトに掲載しなけれ

(記録の整備)

第五十四条

- する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関 第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 第五十七条第四号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下
- |体的拘束等||という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な 身
- 第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録
- 第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第五十七条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第四十六 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるも のとする

<u>.</u> 略)

官

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

五| ~ 七|

第五十九条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ご とに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問 職務に従事し、 入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の 又は他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴 扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取

びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、 ハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及 からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リ 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師 言語聴覚士、 指定介護

> 2 り、同項の規定による掲示に代えることができる。 防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予

(新設)

(記録の整備)

第五十四条

2

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関

第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録
- 四|三|二| 第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第五十七条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、 のとする。 次に掲げるところによるも

(新設) 略)

(新設)

(管理者

三| 五|

第五十九条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ご 職務に従事し、 とに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問 とする。 入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の 又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるもの

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針

覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取**第八十六条** 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴 扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

びその家族の参加を基本としつつ、医師、 からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リ ハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師 理学療法士、 作業療法士、 言語聴覚士、 指定介護

第三号において同じ。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される 予防支援等基準第二条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門 常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。 る等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、 家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装 会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその **六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。第二百七十八条第四号及び第二百九十一条** 置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。 以下同じ。)を通じ 介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第八条の二第十 その置かれている環境等利用者の日

(管理者)

第百三十条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ご 期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所 の他の職務に従事し、又は他の事業所、 とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 施設等の職務に従事することができるものとする。 指定介護予防短

(身体的拘束等の禁止

第百三十六条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない 指定介護予防短期入所生活介護の提供

3 | 2 置を講じなければならない。 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措

員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う その結果について、 介護職

木曜日

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護職員その他の従業者に対し、 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する

(定員の遵守)

令和 6 年 1 月 25 日

第百三十九条

2 て、 遇に支障がない場合にあっては、 ない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処 介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられてい する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条第一項に規定 静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。 前項の規定にかかわらず、 同項各号に掲げる利用者数を超え

> 利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、 担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等 介護予防サービス等(法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)の 利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な て「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該 を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号におい 予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定 把握を行うものとする。

二~十四 略

第百三十条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ご の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができ 期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所 るものとする。 とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 指定介護予防短

(身体的拘束等の禁止)

第百三十六条

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供 場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。) を行ってはならない。 に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない

(新設)

(定員の遵守)

第百三十九条

当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、 護を行うことができるものとする。 合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にか 予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担 . 前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介

めの委員会の設置) (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するた

第百四十条の二 促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護 事業所における業務の効率化、 置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。 サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護 介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の

(記録の整備)

第百四十一条

提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の その完結の日から二年間保存しなければならな

三 第百三十六条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の 内容等の記録 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの

状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

採った処置についての記録 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

(勤務体制の確保等)

略)

第百五十七条

(略)

官

5 | る研修を受講するよう努めなければならない。 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、 ユニット型施設の管理等に係

(略)

管理者)

第百八十一条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介 活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるも 護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生 護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介

第百八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療 所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介 養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業 護予防短期入所療養介護従業者」 という。)の員数は、 次のとおりとする。

略)

(削る)

(新設)

(記録の整備)

第百四十一条

2

提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならな 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の

容等の記録 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内

況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第百三十六条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状

次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

た処置についての記録 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ

(勤務体制の確保等)

第百五十七条

5 | 略)

第百八十一条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介 活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事す 護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生 護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介 ることができるものとする。

第百八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療 所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介 養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業 護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、 次のとおりとする。

療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療法(以下「平成十八年旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号に規定する指定介護 養介護事業所にあっては、 | 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の||健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)| 附則第百三十条の二第 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師 薬剤

(削る)

官

- 期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護 療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上と 院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短 補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する 療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病
- 三 診療所 (前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっ の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上である ては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員 介護職員を一人以上配置していること。 こと、かつ、 夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は

第百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。 (略)

2 三 · 四 定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。 前項第二号及び第三号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、同項に ととする。 (略)

二 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあって

は、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有するこ

(対象者) 略)

第百八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状によ 的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介 護予防短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所療養介護を提供するも 護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定介 り、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学 のとする。

- 者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用 法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以
- 院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所に 数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確 介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員 あっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、 保されるために必要な数以上とする。 療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病 、薬剤師、
- あっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護 くは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。 職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すご とに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、 診療所(前二号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所に

四

(略)

五

略)

(略)

第百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型 営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第三十七条に規定するユニット型指定介規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運 護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成十

三 療養病床を有する病院又は診療所 (指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指 定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又 は診療所として必要とされる設備を有することとする。

3

四| · 五|

2 定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。 前項第三号及び第四号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、前項に

(対象者)

第百八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状によ れる病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。た介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成さ 的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介 り、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学 予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の 護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護 部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ

第百九十一条 (身体的拘束等の禁止) (略)

- 3 | 置を講じなければならない。 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措
- 員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う
- (定員の遵守) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第百九十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対

して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他の

やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

は 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあって 療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

官

第百九十四条 (略)

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の 提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならな
- 一 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの 内容等の記録
- 三 第百九十一条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録
- 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 採った処置についての記録 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して

第百九十五条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第 条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで(第五十三条の九第二項 四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三 を除く。)、第百二十条の二、第百二十条の四、 第百二十一条、第百三十三条、第百三十四条第

(身体的拘束等の禁止)

第百九十一条

(略)

(新設)

(定員の遵守)

第百九十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対 して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他の やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- なる利用者数 指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟 に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることと 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である
- 三・四 (略)

(記録の整備)

- 第百九十四条
- 2 提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならな 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の
- 容等の記録 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内
- 三 第百九十一条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状 況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録
- 六 五 四 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
- た処置についての記録 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ

第百九十五条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第 を除く。)、第百二十条の二、第百二十条の四、第百二十一条、第百三十三条、 条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで(第五十三条の九第二項 四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三 第百三十四条第

第二百五条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)が当該事業を行う事業所第二百五条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所第二百五条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者

(肖

(削る)

(削る)

(削る)

官

(削る)

る基準は、次に掲げる設備を有することとする。 2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関す

| 「「暴養時になっ」」と呼ばれる。| 「大きないでは、「大きないでは、「大きないです。」というでは、「大きないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、

イ ユニットト、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。ト、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。一二 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニッ

1)|| 病室

養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。
「一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療

むね十人以下とし、十五人を超えないものとすること。 して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておお(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接

> にあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。 に関及び第三四十条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護 が護予防短期入所療養介護 が選子において、第五十三条の四第一項中「第五十三条」と、「介護予防短期入所療養介護 が選子」と、第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第百九十二条」と、第百二十三条第 にリテーション従業者」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハ 十条の二第三項及び第四項並びに第百二十一条第二項第一号及び第三号中「介護予防通所リハ 大護予防短期入所療養介護 第一号及び第三四十条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この 二項及び第百四十条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この 二項及び第百四十条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この

介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。 介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定第二百五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定

設に関するものに限る。)を有することとする。
に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施で規定する介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法

ニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を有することとする。は、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユ指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあって

二ット型指定介護療養型医療施設 (療養病床を有する病院に限る。)に関するものに限る。)をは、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニ 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあって

(新設)

一の病室の定員は、

(iii) 書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、 (i) ただし

共同生活室

(ii) (i) 流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、 当該ユニットの利用者が交

利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの

必要な設備及び備品を備えること。

(iii)

洗面設備

病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

 \Box 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、

中廊下の幅は、二・七メートル以上とするこ

(ii)

病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

適したものとすること。 ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに

機能訓練室

内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備える

前号口から二までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事 こと。 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所 療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

条第三号に規定する食堂とみなす。 第二号イ2の共同生活室は、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第二十一

する基準は、次に掲げる設備を有することとする。 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関 入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期

ニット及び浴室を有しなければならない。 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、

療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニッ (1)ユニット 廊下、機能訓練室及び浴室については、 (i) 次の基準を満たさなければならない。 利用者への指定介護予防短期入所療

養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

一人とすること。ただし、

(新設)

- (ii)むね十人以下とし、十五人を超えないものとすること。 して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、 て一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておお病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接
- (iv) (iii) 書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。
- ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

共同生活室

- (i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交 共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (ii)利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの

(号外第 18号)

必要な設備及び備品を備えること。

- 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

$\left(ii\right) |\left(i\right) |$ 適したものとすること。 ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに

廊下幅 ・八メートル以上とすること。 ただし、 中廊下の幅は、 二・七メートル以上とするこ

機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、 必要な器械及び器具を備えること。

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所 前号口から二までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事

木曜日

- 第二号イ2の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第 条第三号に規定する食堂とみなす。 二
- る。期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとす期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとす 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短

介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、

令和 6 年 1 月 25 日

5 | 規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に 事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準第百五十五条の二に 介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の のに限る。)を有することとする。 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するも ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業 (指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所療養

(新設)

2 | 規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に 事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準第百五十五条の二に 介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業 (指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所療養

までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしてい運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項から第四項 るものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)

第二百八条 略)

5 | る研修を受講するよう努めなければならない。 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、 ユニット型施設の管理等に係

(定員の遵守)

第二百九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニッ の限りでない。 の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療 業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護 所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事 併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入 養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、こ ト型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を

略)

(削る)

略)

第二百三十一条 (従業者の員数) (略)

2 8 略)

定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第一 一項第二号イの規

事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる 第二百四十五条において準用する第百四十条の二に規定する委員会において、 利用者の安

- 利用者の安全及びケアの質の確保
- 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- 緊急時の体制整備
- いう。)の定期的な点検 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」

占

- 介護予防特定施設従業者に対する研修
- 介護機器を複数種類活用していること。
- 定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、 介護予防特
- サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護

運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定する 設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすこ とができる。

(勤務体制の確保等)

第二百八条

2 5 4 (新設) 略)

5 |

(定員の遵守)

第二百九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニッ 業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護 併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入 の限りでない。 養介護を行ってはならない。 の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療 所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事 ト型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、 ح

所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合 において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業

(従業者の員数) 略

略)

(新設)

第二百三十一条

第二百三十二条 専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管 理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業 施設等の職務に従事することができるものとする。 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに

(口腔衛生の管理)

者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。 持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、 一百三十八条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 利用者の口腔の健康の保

(協力医療機関等)

一百四十二条 (略)

2 | に当たっては、 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 確保していること。 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時 次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 前項の規定に基づき協力医療機関を定める

診療を行う体制を、常時確保していること。 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において

3 | 利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、 ならない。 定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った都道府県知事に届け出なければ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 一年に一回以上、 協力医療機関の名称等を、 協力医療機関との間で、 当該指

規定する新型インフルエンザ等感染症、 療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機 定する新感染症をいう。 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医 (次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に 次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなけれ 同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規

(新設)

(新設)

木曜日

5 | ある場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、 ついて協議を行わなければならない。 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関で 新興感染症の発生時等の対応に

令和 **6** 年 **1** 月 **25** 日

ばならない。

7 | 6 | 定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。 入院した後に 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 当該利用者の病状が軽快し 退院が可能となった場合においては 利用者が協力医療機関その他の医療機関に

(略

第二百三十二条 理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、 専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管 内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに 又は同一敷地

(新設)

(協力医療機関等)

第二百四十二条

(新設)

2 |

略

(新設)

(新設)

(記録の整備

第二百四十四条

- 2 者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しな 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居 ればならない
- 第二百三十七条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第二百三十九条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身
- 第二百四十一条第三項の規定による結果等の記録
- 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録
- 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 採った処置についての記録 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して

第二百四十五条 施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条、第五十三条の 防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第五十三条の四第一項中 三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の八まで、第五十三条の十から第五十三条の十 二の二第二項、第五十三条の四第一項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予 一まで、第百二十条の四、第百三十九条の二及び第百四十条の二の規定は、指定介護予防特定 「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるも 「第五十三条」とあるのは「第二百四十条」と、第百三十九条の二第二項第一号及び第三号中 第四十九条の五、第四十九条の六、第五十条の二から第五十二条まで、第五十

第二百五十六条 護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従 予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介 事し、又は他の事業所、 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 施設等の職務に従事することができるものとする。 指定介護

(記録の整備

第二百六十一条

- 整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部
- 第二百六十三条第二項の規定による受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る
- 前条第八項の規定による結果等の記録
- 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録
- 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 採った処置についての記録 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して

記録の整備

第二百四十四条 略

2

- 者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しな ければならない 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居
- 第二百三十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第二百三十九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の
- 第二百四十一条第三項に規定する結果等の記録
- 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

五.

- 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
- た処置についての記録 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ

第二百四十五条 第四十九条の五、第四十九条の六、第五十条の二から第五十二条まで、第五十 と、第百三十九条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とある 第百二十条の四及び第百三十九条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業 三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の十一まで(第五十三条の九第二項を除く。)、 のは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。 あるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第五十三条」とあるのは「第二百四十条」 の十の二第一号及び第三号並びに第五十三条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」と について準用する。この場合において、第五十一条、第五十三条の二の二第二項、第五十三条

- 第二百五十六条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護 事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従 予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介 (記録の整備

2

第二百六十一条

第二百六十三条第二項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記

サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部

整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない

前条第八項に規定する結果等の記録

兀

- 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録
- 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
- た処置についての記録 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ

次条において準用する第二百三十七条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 次条において準用する第二百三十九条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、

次条において準用する第二百四十一条第三項の規定による結果等の記録

(準用)

第二百六十二条 設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。 居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百四十一条中「指定介護予防特定施 ビス利用型介護予防特定施設従業者」と、第二百三十七条第二項中「指定介護予防特定施設入 事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第百三十 サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第五十三条の六中「指定介護予防訪問入浴介護 十三条」とあるのは「第二百五十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部 九条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サー 護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十三条の四第一項中「第五 五十三条の二の二第二項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介 護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条、第 百三十九条及び第二百四十一条から第二百四十三条までの規定は、外部サービス利用型指定介 三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の八まで、第五十三条の十から第五十三条の十 まで、第百二十条の四、第百三十九条の二、第二百三十五条から第二百三十八条まで、第一 第四十九条の五、第四十九条の六、第五十条の二から第五十二条まで、第五十

(福祉用具専門相談員の員数)

官

第二百六十六条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与 とする。 第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、 ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条 事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。) 二以上

2 略)

第二百六十七条 具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に 専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用 従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに

(掲示及び目録の備え付け)

2 第二百七十四条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第二百七十条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、られる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。 これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることが できる。 に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認め

3 | ばならない。 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、 原則として、 重要事項をウェブサイトに掲載しなけれ

4

略)

七 次条において準用する第二百三十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容

の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 次条において準用する第二百三十九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、

次条において準用する第二百四十一条第三項に規定する結果等の記録

第二百六十二条 第四十九条の五、第四十九条の六、第五十条の二から第五十二条まで、第五十 三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の十一まで(第五十三条の九第二項を除く。)、 るのは「基本サービス」と読み替えるものとする。 のは「基本サービスを」と、第二百四十一条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあ 施設従業者」と、第二百三十七条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とある 第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定 介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第百三十九条の二第二項第一号及び 百五十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特 びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指 介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条、第五十三条の二の二第二項並 第百二十条の四、第百三十九条の二、第二百三十五条から第二百三十九条まで及び第二百四十 定施設従業者」と、第五十三条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは 定介護予防特定施設の従業者」と、第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは 条から第二百四十三条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活 第二

(福祉用具専門相談員の員数)

第二百六十六条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与 相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。 ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門 事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)

第二百六十七条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに 具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に 専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用 従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (掲示及び目録の備え付け

第二百七十四条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第二百七十条 られる重要事項を掲示しなければならない に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認め

えることができる。 け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付

(新設)

2

3 | 略

2 5 4

(記録の整備

第二百七十五条

- 2 する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの
- の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第二百七十八条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身

内容等の記録

- 第二百七十三条第四項の規定による結果等の記録
- 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録
- 採った処置についての記録 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百七十八条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百六十五 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるも のとする。

<u>∫</u> (略)

の他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。 用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、 定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利 言語聴覚士、 介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特 る特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定 法第八条の二第十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定す 介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者そ

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第二百七十八条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている 具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。 を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸 環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標 予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百九十二条第 与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載 した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護 一項に規定する特定介護予防福祉用

記録の整備

一百七十五条 (略

2

- する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内
- 第二百七十三条第四項に規定する結果等の記録
- 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録
- 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

五|四|三|二|

た処置についての記録 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ

슀

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針

第二百七十八条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百六十五 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるも のとする。

四 六|

(新設)

(新設)

七

(略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第二百七十八条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている 環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標 販売の利用があるときは、第二百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と 福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具 を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防 体のものとして作成しなければならない

5 具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六 要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用 月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必 その継続の必要性について検討を行うものとす

6 5 8 (略)

(管理者)

第二百八十三条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業 業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事 所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介

(記録の整備

第二百八十八条

2 提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならな 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の

第二百八十五条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第二百九十一条第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身

次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

五 採った処置についての記録 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して

木曜日

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百九十一条

福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、 るところによるものとする。 次に掲げ

<u>:</u>

提案を行うものとする。 定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、 護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについ て十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指 利用者が指定介

令和 6 年 1 月 25 日

四 · 五

要請等に応じて、 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの 使用方法の指導、 販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、 修理等を行うよう努めるものとする。 必要な場合

> 要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリ ング」という。)を行うものとする。 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、

5

8

(管理者)

第二百八十三条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業 業所の他の職務に従事し、 護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事 所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 できるものとする 又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが

(記録の整備)

第二百八十八条

2

提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならな 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の

第二百八十五条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

五

た処置についての記録

次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ

次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

四|三|二|

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百九十一条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、 るところによるものとする 次に掲げ

略)

三| 四| 略

(新設

第六条

四十五条、第二百六十二条、

第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含

七 びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない 又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命 その際の利用者の心身の状況並

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第二百九十二条 略)

た目標の達成状況の確認を行うものとする。 ては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっ 当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載し

(新設)

(新設)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成) (略)

五

第二百九十二条 (略)

(新設)

指定介護予防サービス等の事業の人員、 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一 一部を次の表のように改正する (傍線部分は改正部分)

第 の事業に係る法第百十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、 業に係る法第百十五条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービス 「法」という。)第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型介護予防サービスの事 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。 それぞれ当該各号に定める基準とする。 改 正 後 次の各号に掲げる基準 以下 第 改

準用する場合を含む。)、第百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。)、第二百 第九十三条、 七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、第百四十二条(第百五十九条において 第百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。)、第二百四十五条、第二百六十二 び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第五十三条の五(第七十四条、 合を含む。)、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条におい 百五十九条において準用する場合を含む。)、第百九十五条(第二百十条において準用する場 五十三条の二の二(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、第百四十二条(第 する場合を含む。)、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第 む。)、第四十九条の三(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、第百四十二 が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十九条の二第一項(第七十四条、第八十四条、 て準用する場合を含む。)、第五十三条の三第三項(第七十四条、第八十四条、第九十三条及 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県 (第百五十九条において準用する場合を含む。)、第百九十五条 (第二百十条において準用 第九十三条、第百二十三条、第百四十二条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、 第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第五十三条の十(第 第百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含 第八十四

令和 6 年 1 月 25 日

木曜日

の事業に係る法第百十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、 業に係る法第百十五条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービス 「法」という。)第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型介護予防サービスの事 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法 それぞれ当該各号に定める基準とする。 (平成九年法律第百二十三号。 次の各号に掲げる基準

正

前

四十五条、 準用する場合を含む。)、第百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。)、第二 条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、第百九十五条(第二百十条において準用 む。)、第四十九条の三(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、第百四十二 第九十三条、第百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含 が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十九条の二第一項(第七十四条、第八十四条、 第百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。)、第二百四十五条、第二百六十二 合を含む。)、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条におい 百五十九条において準用する場合を含む。)、第百九十五条(第二百十条において準用する場 五十三条の二の二(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、第百四十二条(第 する場合を含む。)、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第 七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、第百四十二条(第百五十九条において び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第五十三条の五(第七十四条、 て準用する場合を含む。)、第五十三条の三第三項(第七十四条、第八十四条、第九十三条及 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県 第九十三条、第百二十三条、第百四十二条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、 第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第五十三条の十(第 第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含 第八十四

準用する場合を含む。)、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十

十二条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、第百九十五条(第二百十条において

む。)、第五十三条の十の二(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、

場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第百三十三条第一項(第百五十九条及び第百

第一項から第三項まで、第百二十一条第二項(第百九十五条(第二百十条において準用する 九条において準用する場合を含む。)、第五十七条第三号及び第四号、第七十条、第七十七条

第七項、第百六十一条第八項、第百九十一条(第二百十条において準用する場合を含む。)、

十九条、第二百四十五条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。)、第百四十五条

三十六条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、第百三十九条の二第二項(第百五 九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第百

第百九十八条、第二百条第六項、第二百十二条第七項、第二百三十四条第一項から第三項ま

で、第二百三十五条第一項及び第二項

九十五条第一項第三号及び第四号、第二項第三号及び第四号並びに第三項第三号及び第四号、九十五条第一項第三号及び第四号、第二項第三号及び第九号、第七十七条第一項から第三項まで、第八十六条第十号及び第十一号、第二十二条において準用する場合を含む。)、第五十七条第三号及び第四号、第七十条、第七十六条 準用する場合を含む。)、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十 含む。)、第二百三十九条(第二百六十二条において準用する場合を含む。)、第二百五十八条 ら第三項まで、第二百三十五条第一項及び第二項(第二百六十二条において準用する場合を を含む。)、第百九十八条、第二百条第六項、第二百十二条第七項、第二百三十四条第一項か む。)、第百三十六条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、第百三十九条の二第二 条及び第百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含 用する場合を含む。)、 第百二十一条第二項(第百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。)において準 十二条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、第百九十五条(第二百十条において む。)、第五十三条の十の二(第七十四条、第八十四条、第九十三条、 百四十五条第七項、第百六十一条第八項、第百九十一条(第二百十条において準用する場合 一百九十一条第七号及び第八号の規定による基準 一項から第三項まで、第二百七十三条第六項、第二百七十八条第八号及び第九号並びに第 (第百五十九条、第二百四十五条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。)、第 第百二十五条第十号及び第十一号、第百三十三条第一項(第百五十九 第百二十三条、 第百四

+-·+=

(管理者)

第六十四条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らそ ションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事 し、又は他の事業所、 の職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステー 施設等の職務に従事することができるものとする。

2 3

官

(記録の整備)

第七十三条

2 各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の

内容等の記録 況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第七十六条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状

次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの

次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針) 採った処置についての記録

第七十六条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第六十二条に規定する基本方針及 び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体 身体的拘束等を行ってはならない。

> 十一·十二 略

条第七号及び第八号の規定による基準

第三項まで、第二百七十三条第六項、第二百七十八条第八号及び第九号並びに第二百九十一

一百三十九条(第二百六十二条において準用する場合を含む。)、第二百五十八条第一項から

(第二百六十二条において準用する場合を含む。)、

第

第六十四条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らそ し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事 の職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステー

2 • (略)

(記録の整備)

2 第七十三条 (略)

各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の

(略)

四 容等の記録 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内

次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

七|六|五| 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

た処置についての記録 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第七十六条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第六十二条に規定する基本方針及 び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

略)

――17準用する。 ――17、第一号から第十四号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更につ

(主治の医師との関係)

(主治の医師との関係)

(主治の医師との関係)

(主治の医師との関係)

(主治の医師との関係)

(主治の医師との関係)

(主治の医師との関係)

(主治の医師との関係)

(主治の医師との関係)

2·3 (略) 第七十七条 (略)

前条第十七号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第七十九条 (略)

3 | 2 | (略)

3 |

第八十三条 (略

(記録の整備)

ければならない。

テーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しな2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリ

準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(略)

内容等の記録 一 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの

(新設)

八~十三 (略)

| 十四|| 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更につ|

に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療合にあっては、第二号から第六号まで及び第十号から第十四号までの規定にかかわらず、介十五 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場

第七十七条(略)(主治の医師との関係)

2 3 (略)

前条第十五号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第七十九条 (略)

(略)

(新設)

「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定居であるなすことができる。 (記録の整備)

第八十三条 (略

ければならない。
テーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しな2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリ

(略

(新設)

容等の記録 - 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内二 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内

次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

採った処置についての記録 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴 扱方針に基づき、 覚士が行うものとし、 略) 次に掲げるところによるものとする。 その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取

寮機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たって一 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医 定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、 リテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリ な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満 テーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成し ハビリテーションの情報を把握しなければならない。 た場合については、第百二十五条第二号から第六号までに規定する介護予防のための効果的 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業 (第百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指 当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、 希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビ 当該利用者に係るリ 心身の

たしているものとみなすことができる。

官

の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、 身体的拘束等を行ってはなら 当該利用者又は他の利用者等

並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間 その際の利用者の心身の状況

略)

木曜日

画の変更について準用する 第一号から第十五号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計

(記録の整備)

令和 6 年 1 月 25 日

2 提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の その完結の日から二年間保存しなければならな

内容等の記録 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの

様及び時間、 第九十五条第一項第四号、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態

次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

五|四|三| **に処置についての記録** 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針

覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取**第八十六条** 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴 扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 〈 匹

六|五|

リテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリ 状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビ 定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の たしているものとみなすことができる。 な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満 テーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成し た場合については、 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業 (第百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指 第百二十五条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的

七| 八| (新設)

(新設)

(略)

画の変更について準用する 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計

(記録の整備)

2 提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならな 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の

容等の記録 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内

(新設)

指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、

官

四|三| 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

五 採った処置についての記録 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、 ろによるものとする。 次に掲げるとこ

又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

五 項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない 第二号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 <u>:</u> (略)

六| ~ 九|

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

五| ~ 九|

ろによるものとする。 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとこ

<u>.</u>

又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五・六 略)

2 3 第百十七条 (略)

医療院基準第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を 護老人保健施設又は介護医療院である場合については、 法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があったものとみなされた介 満たしているものとみなすことができる。 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第百十五条の十一の規定により準用される 介護老人保健施設基準第二条又は介護

> 四三二 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

た処置についての記録 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針

第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとこ ろによるものとする。

(新設)

(新設)

三 等を記載した文書を交付するよう努めなければならない 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項

四

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 略)

(新設)

当該利用者又は他の利用者等の生命

(新設)

三| | | | |

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとこ

(新設)

(新設)

三四

第百十七条 (略)

2 3

(新設)

ろによるものとする。

5 | 下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所 宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以 は、指定居宅サービス等基準第百十一条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を ンをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーショ 満たすことをもって、 (記録の整備 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居 前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 |

第百二十二条

(号外第 18号)

テーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しな 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリ ればならない。

内容等の記録 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの

の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第百二十五条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身

次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針) 採った処置についての記録

第百二十五条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第百十六条に規定する基本方針 及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

官

リテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しな 介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビ ければならない。 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る

号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開 構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの 催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を に規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、 通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第二号から第六号まで 目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業 第

の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなら 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等

> リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーショ 下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所 宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以「指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居 満たすことをもって、 ンをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について (記録の整備) 指定居宅サービス等基準第百十一条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を 前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百二十二条

2

ければならない。 テーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリ その完結の日から二年間保存しな

一 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内 容等の記録

次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

五|四|三| た処置についての記録 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針

第百二十五条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第百十六条に規定する基本方針 及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 〈 匹

六|五|

七・八 (略)
一号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの 催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を 者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開 目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防 に規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、 通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第二号から第五号まで 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事 第一

改

正

後

よる基準とする。

生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に 規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法第百十五条の二十四第三項の厚 第五十九条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援(法第五十八条第一項に

の規定による基準

略)

る。)並びに第三十条第二号の二及び第二号の三(第三十二条において準用する場合に限る。)

条において準用する場合に限る。)、第二十六条の二(第三十二条において準用する場合に限

に限る。)、第二十二条(第三十二条において準用する場合に限る。)、第二十六条(第三十二 三十二条において準用する場合に限る。)、第二十条の二(第三十二条において準用する場合 用する場合に限る。)、第五条(第三十二条において準用する場合に限る。)、第十八条の二(第 が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項(第三十二条において準

法第五十九条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村

並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況

画の変更について準用する 第一号から第十四号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計

第百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老 するものを除く。)を有することとする。 人保健施設基準第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。 以下同じ。) に関 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する

るものを除く。)を有することとする。 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医

2 . 3 療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院基準第四十三条 に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百五条及び第二百九条において同じ。)に関す 略 3

(新設)

十三 第一号から第十一号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計 画の変更について準用する。

第百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老 人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する

第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除

く。)を有することとする。

く。)を有することとする ニット型介護医療院をいう。第二百五条及び第二百九条において同じ。)に関するものを除 療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院の人員、 び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)第四十三条に規定するユ 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)

第七条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)の一部を次の表のように改

(傍線部分は改正部分)

第一条 基準該当介護予防支援(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。) 第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法 第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法 一条 基準該当介護予防支援(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下 改 正 前 法

規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法第百十五条の二十四第三項の厚 生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に

第五十九条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援(法第五十八条第一項に

よる基準とする。

が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項(第三十二条において準 条において準用する場合に限る。)並びに第二十六条の二(第三十二条において準用する場合 用する場合に限る。)、第五条(第三十二条において準用する場合に限る。)、第十八条の二(第 に限る。)の規定による基準 に限る。)、第二十二条(第三十二条において準用する場合に限る。)、第二十六条(第三十二 三十二条において準用する場合に限る。)、第二十条の二(第三十二条において準用する場合 法第五十九条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村

\equiv (略)

四 村が条例を定めるに当たって従うべき基準 び第二号の三の規定による基準 法第百十五条の二十四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町 _ 第二十条の二、第二十二条、第二十六条、第二十六条の二並びに第三十条第二号の二及が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項、第五条、第十八条の

(従業者の員数)

第二条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業 所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護 予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

2 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければなら 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、 当該指定に係る事業所ごとに一

という。)ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所 (以下「指定介護予防支援事業所」

理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護 者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管 予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理

る場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第一項に規定する管理者ばならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由があ 規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなけれ とすることができる。 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第一項の規定により置く管理者 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の六十六第一号イ③に

は、この限りでない。 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、 次に掲げる場合

に支障がない場合に限る。) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

木曜日

(内容及び手続の説明及び同意)

第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めるこ とができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第五十三条 はその家族に対し、介護予防サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又

令和 6 年 1 月 25 日

員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当 求めなければならない。 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又

4 8

村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項、第五条、第十八条の 二、第二十条の二、第二十二条、第二十六条並びに第二十六条の二の規定による基準 法第百十五条の二十四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町

四

五

(従業者の員数

第二条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所 定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならなという。)ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指 11 以 下 |指定介護予防支援事業所|

第三条 指定介護予防支援事業者は、 ばならない。 指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなけれ

し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することがで 護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介

きるものとする。

(新設)

(内容及び手続の説明及び同意)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防 を行い、理解を得なければならない。 防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明 り、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第五十三条第一項に規定する指定介護予 サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであ

職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又

3

協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

(介護保険法施行規則第百四十条の六十六第一号口②に規定する地域包括支援センター運営

(号外第 18号)

2|第十 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の

(利用料等の受領)

3 | 及び費用について説明を行い、 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係る それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。 利用者の同意を得なければならない。 当該サービスの内容

選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合に

(保険給付の請求のための証明書の交付)

の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者 に対して交付しなければならない。 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第一項の利用料

(指定介護予防支援の業務の委託)

を遵守しなければならない。 十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二

するよう措置させなければならないこと。 門員が、第一条の二、この章及び第四章の規定(第三十条第二十九号の規定を除く。)を遵守 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専

木曜日

第二十一条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程 要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。 の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重

代えることができる。 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え 、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に

指定介護予防支援事業者は、 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならな

(記録の整備)

令和 6 年 1 月 25 日

第二十八条

げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲

個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

朩 略)

= 第三十条第十五号の規定による評価の結果の記録

(利用料等の受領)

第十条 略)

(新設)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十一条 を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対し て交付しなければならない 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払

(指定介護予防支援の業務の委託)

第十二条 支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防

規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の六十六第一号ロ②に 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会

四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専 門員が、第一条の二、この章及び第四章の規定を遵守するよう措置させなければならないこ

第二十一条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、 の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重k二十一条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程 要事項を掲示しなければならない。

業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定に よる掲示に代えることができる。 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事

(新設)

げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲

一 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

イ~ハ (略)

二 第三十条第十五号に規定する評価の結果の記録

朩 略)

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第三十条第二号の三の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 一号の二及び第二号の三において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、 その際の 第三十

第十五条の規定による市町村への通知に係る記録

第二十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第二十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三十条 指定介護予防支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本 取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体

況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 前号の身体的拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状

十六 担当職員は、第十四号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当 たっては、利用者及びその家族、 ととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこ

すること。 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月に一回、利用者に面接

 \Box 期間に一回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間に ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する| いずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月 イの規定による面接は、 、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる 利用者の居宅を訪問することによって行うこと。 ただし、 次の

木曜日

ていること。 テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、 文書により利用者の同意を得

の関係者の合意を得ていること。 サービス担当者会議等において、 次に掲げる事項について主治の医師、 担当者その他

令和 **6** 年 **1** 月 **25** 日

利用者の心身の状況が安定していること。

利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報につ

担当者から提供を受けること

者の居宅を訪問し サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、 利用者に面接すること。

第十五条に規定する市町村への通知に係る記録

第二十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五|四|三|

(指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第二十六条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三十条 指定介護予防支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本 取扱方針に基づき、 次に掲げるところによるものとする。

<u>·</u>

(新設)

(新設)

三~十五 略)

十六 担当職員は、第十四号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当 たっては、利用者及びその家族、 ととし、特段の事情のない限り、 次に定めるところにより行わなければならない。 指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこ

訪問し、 評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月に一回及びサービスの 利用者に面接すること。

2

略

2

略

一利用者の居宅を訪問しない月 (ロただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者の居宅を訪問しない月 (ロただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者の居宅を訪問しない月 (ロただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者の居宅を訪問しない月 (ロただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者の居宅を訪問しない月 (ロただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者の居宅を訪問しない月 (ロただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者の居宅を訪問しない月 (ロただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者の居宅を訪問しない月 (ロただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者の居宅を訪問しない月)

ホ (略)

十七~二十八 (略)

ばならない。
「はならない。」
「はならない。

 \Box

(略)

(新設) (新設)

第八条 (指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

六号)の一部を次の表のように改正する。

る基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。以下「法」という。)第百十五条の十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げ第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。

一〜三 (略)

木曜日

五・六 (略)

令和 6 年 1 月 25 日

管理者)

(趣言)

改

正

前

る基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。以下「法」という。)第百十五条の十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げ第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。

〜三 (略)

国の規定による基準 国の規定による基準

五・六 (略)

(管理者

(利用定員等)

項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第四十二条の二第一項 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第四十一条第一

する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第五十三条第一項に規定する指定 に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に規定

介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法

二十五項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第八条第

ビス事業等」という。)について三年以上の経験を有する者でなければならない。 定介護療養型医療施設の運営(第四十四条第七項及び第七十条第九項において「指定居宅サー 第二十六条の規定による改正前の法第八条第一項第三号に規定する指

第十条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型 従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の 管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に 介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定 通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2

木曜日

第三十二条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護 制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体 単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 とにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるこ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防

しなければならない 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、 重要事項をウェブサイトに掲載

(記録の整備)

令和 6 年 1 月 25 日

所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなけれ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通

ばならない。

第二十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(利用定員等)

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第四十一条第

介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法 項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第四十二条の二第一項 する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第五十三条第一項に規定する指定 に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に規定

二十五項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第八条第

四十四条第七項及び第七十条第九項において「指定居宅サービス事業等」という。)について三 おその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりな 三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第四十四条第六項において同じ。)の運営(第

年以上の経験を有する者でなければならない。

第十条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定 ても差し支えない。 所の他の職務に従事し、 所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業 施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通 介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとし

第三十二条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護 制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなら 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体

覧させることにより、 定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指 同項の規定による掲示に代えることができる かつ、これをいつでも関係者に自由に閲

2

2

ばならない。 所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなけれ、 指定介護予防認知症対応型選所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通

第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

7

13

略

体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な い理由の記録 第四十二条第十一号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身

第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録

第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

~ 九

生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

身体的拘束等を行ってはならな 当該利用者又は他の利用者等の

指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第四十二条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第四条に規定する基本方針及び前条 に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

十二~十五 十六 第一号から第十四号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画 並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 前号の身体的拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況

第四十四条 (従業者の員数等)

の変更について準用する。

2 5 5

官

6 業者は、 規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満 たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小 同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる

る場合 いずれかが併設されてい に中欄に掲げる施設等の 多機能型居宅介護事業所 当該指定介護予防小規模 略 介護老人福祉施設、 指定認知症対応型共同生活介護事業 地域密着型介護老人福祉施設、 設又は介護医療院 略 指定地域密着型特定施設、 介護老人保健施 指定 略

(新設)

第二十四条に規定する市町村への通知に係る記録

第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 五 四 三 第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第四十二条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、 に規定する基本取扱方針に基づき、

次に掲げるところによるものとする。

第四条に規定する基本方針及び前条

(新設)

(新設)

十四四 の変更について準用する 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画

(従業者の員数等)

第四十四条

2 5 5

規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満 たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従 業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小

(略)	(略)	(略)
	る。) 又は介護医療院	
	法(昭和二十三年法律第二百五号)	
	設、指定介護療養型医療施設(医療	る場合
	介護老人福祉施設、介護老人保健施	いずれかが併設されてい
	地域密着型介護老人福祉施設、指定	に中欄に掲げる施設等の
	所、指定地域密着型特定施設、指定	多機能型居宅介護事業所
介護職員	指定認知症対応型共同生活介護事業	当該指定介護予防小規模

(管理者)

第四十五条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅 模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規 介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指 とができるものとする 又は他の事業所、 施設等の職務に従事するこ

2 • 略)

(身体的拘束等の禁止)

第五十三条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や むを得ない場合を除き、 身体的拘束等を行ってはならない。

3 | 2 略)

木曜日

る措置を講じなければならない。 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲

員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う 介護職

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するた

令和 6 年 1 月 25 日

めの委員会の設置)

第六十二条の二 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機 **| 員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければ** 者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委 能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に ならない。 資する取組の促進を図るため、 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用

第四十五条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅 模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介 型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。) 型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着 護事業者(指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応 内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準第三条の四 護事業所に併設する前条第六項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規 介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。 五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第一号二に規定する第一号介護予 な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第百十五条の四十 六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的 指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第 指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十 該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地 年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第五条第一項に規定する 一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当

2 • 略)

(身体的拘束等の禁止)

第五十三条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅 むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」 という。)を行ってはならない。 介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や

(新設)

(記録の整備)

第六十三条

- 2 ければならない。 型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しな <u>.</u> 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能 略)
- 三 次条において準用する第二十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等
- 況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第五十三条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状
- 次条において準用する第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録
- 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 処置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った

第七十一条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、 ことができるものとする。 務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がな い場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事する 共同生活住居ごとに専らその職

2 • 略)

官

(管理者による管理)

第七十八条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着 であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者 予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対 型サービス、指定介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護

(協力医療機関等)

第八十二条 略)

- るに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定め 確保していること。 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、
- に診療を行う体制を、常時確保していること。 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合におい
- 3 | 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければな 利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、 一年に一回以上、協力医療機関との間で、

(記録の整備)

- 第六十三条(略)
- 型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しな ければならない。 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能
- 一·二 (略)
- 三 次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の
- 並びに緊急やむを得ない理由の記録 第五十三条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況
- 次条において準用する第二十四条に規定する市町村への通知に係る記録
- 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処

七

五

四

(管理者)

第七十一条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職 務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がな 若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとす い場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等

2 • (略)

(管理者による管理

第七十八条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着 型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定 当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 る者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同 症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理す 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知 一敷地内にあること等により

(協力医療機関等)

第八十二条

4 | ればならない。 規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなけ 機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項 医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療 に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する

(新設)

- このおこの語言については、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応 について協議を行わなければならない
- なければならない 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努め に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、 2入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関

第八十四条 (略) 7 | 8 |

(略)

(記録の整備)

型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応 なければならない。

- 況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第七十七条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状 第七十五条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 次条において準用する第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録

官

- 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 処置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った

第八十五条 第十一条、 あるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 月」とあるのは「二月」 有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六 及び第三号、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「介護予防認知症対 規定する重要事項に関する規程」と、同項、第二十八条の二第二項、第三十一条第二項第一号 合において、第十一条第一項中「第二十七条に規定する運営規程」とあるのは「第七十九条に 条第四項及び第三十九条第五項を除く。)、第五十六条、第五十八条の二、第六十条及び第六十 第二十八条の二、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条から第三十九条まで(第三十七 応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十六条第二項中「この節」とあるの 二条の二の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場 は「介護従業者」と、 [第四章第四節] と、第三十九条第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を 第十二条、第十四条、第十五条、第二十三条、第二十四条、第二十六条、 と、第五十六条中 第五十八条の二中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」と 「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とある

> 2 | 3 | 略)

(新設)

(新設)

(記録の整備)

第八十四条 (略) 型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応

しなければならない。

- 三 第七十七条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録 第七十五条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 次条において準用する第二十四条に規定する市町村への通知に係る記録
- 六 五 四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処

七

(準用)

第八十五条 第十一条、 関する規程」と、同項、第二十八条の二第二項、第三十一条第二項第一号及び第三号、第三十 第二十八条の二、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条から第三十九条まで(第三十七 護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、 第三十九条第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介 とあるのは「介護従業者」と、第二十六条第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、 |一条第||項並びに第三十七条の||第一号及び第三号中||介護予防認知症対応型通所介護従業者| 条第一項中「第二十七条に規定する運営規程」とあるのは「第七十九条に規定する重要事項に 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一 条第四項及び第三十九条第五項を除く。)、第五十六条、第五十八条の二及び第六十条の規定は、 症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 十八条の二中 | 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは 「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、 第十二条、第十四条、第十五条、第二十三条、第二十四条、第二十六条、 「指定介護予防認知

当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事すること

第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、

5

第九条 (養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (記録の整備 略) 改 正

(昭和四十一年厚生省令第十九号)の一部を次の表のように改正する。

後 改 正 前 (傍線部分は改正部分)

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結 の日から二年間保存しなければならない。 並びに緊急やむを得ない理由の記録 第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の入所者の心身の状況

第二十七条第二項の規定による苦情の内容等の記録

(職員の配置の基準) 第二十九条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

第十二条

第二十五条 養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に 6 12 (略) ができる。 る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めるこ 掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、 (協力医療機関等) 病院に限

確保していること。 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時

とにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない

木曜日

当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、 していること。 常時確保

受け入れる体制を確保していること。 の他の医療機関の医師が診療を行い、 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関そ 入院を要すると認められた入所者の入院を原則として

2 | 等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、都道府県知事に届け出なければなら 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合

令和 6 年 1 月 25 日

3 | 等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項 律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において 定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法 「第二種協

> (記録の整備 (略)

2 養護老人ホームは、 入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 その完結

三 第十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、 びに緊急やむを得ない理由の記録 その際の入所者の心身の状況並

五 四

(職員の配置の基準)

第十二条

5

務に従事することができる (協力病院等) (略)

第二十五条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、 を定めておかなければならない。 協力病院

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

の日から二年間保存しなければならない。

第二十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

第二十九条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

(略)

当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。 同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職

	令	和	6 4	年	1	月2	25	日	木	曜日	1			官			幸	R.					(号:	外第 18	号)				188
置かないことができる。 置かないことができる。 短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを知入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定	期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合に	第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下この項及び次項に	阕する基準(平成十八年厚生労働省令	又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係	定居宅サービス等基準」という。)第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所	(平成十一年厚生省	曖老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。)に指定居宅サー	三年法律第十九号)第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員号)第三条第三号に規定する離島又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和	九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律等	八十九号)第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第	より指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百	11 指定介護老人福祉施設(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定に	設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。	を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施	である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員	イト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)	「指定地域密着型サービス基準」という。)第百三十	地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三	10 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(指定	2~9 (略)	第二条(略)	(従業者の員数)	改正後	第十条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)	6 (略)	させることができるように努めなければならない。病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所	5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の		ムは、協力医療機
												(新設)	ければならない。	施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しな	テライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉	(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サ	十四号)第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設	地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三	10 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(指定	2 5 9 (略)	第二条(略)	(従業者の員数)	改正前	(傍線部分は改正部分)の一部を次の表のように改正する。	2 (略)		(新設)		(新設)

12| 事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定 模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指 する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合において 効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)第五条第一項に規定 の事業の人員、 する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定す 護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業 る併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービス 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護 :の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための (新設) (新設)

(緊急時等の対応)

老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことがで 設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護 定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施

第二十条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っていると 法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 きに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第二条第一項第 一号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方

2 | 急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行 わなければならない。 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊

(管理者による管理)

第二十一条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事す することができる。 は、他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事 る常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合

木曜日

(協力医療機関等)

第二十八条 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の 院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関にあっては、病各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病 めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

令和 6 年 1 月 25 日

確保していること。 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、 常時 常

時確保していること。

機関その他の医療機関の医師が診療を行い、 として受け入れる体制を確保していること 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療 入院を要すると認められた入所者の入院を原則

(緊急時等の対応)

第二十条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っていると 一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければなら きに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第二条第一項第

(新設)

(管理者による管理)

第二十一条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事す は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住 る常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合 施設の職務に従事することができる。

(協力病院等)

第二十八条 指定介護老人福祉施設は、 力病院を定めておかなければならない 入院治療を必要とする入所者のために、 あらかじめ、 協

(新設)

(新設)

- 3 | 2 | 係る指定を行った都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長) た場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に に届け出なければならない。 指定介護老人福祉施設は、 一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変し
- 次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない エンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。 - 年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフル
- ればならない。 当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなけ 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、
- 5 | 速やかに入所させることができるように努めなければならない。 所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入
- 略)

6 |

- 第二十九条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程 られる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。 の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認め
- 2 かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代える ことができる。 指定介護老人福祉施設は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、
- 3 | めの委員会の設置) (入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するた 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十五条の三 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、 を定期的に開催しなければならない。 老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資す 介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護 る方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(記録の整備)

第三十七条 (略)

- 号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各
- 第八条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 並びに緊急やむを得ない理由の記録 第十一条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況
- 第二十条の規定による市町村への通知に係る記録
- 第三十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 五 四 第三十五条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各

第三十七条

(記録の整備)

- 第八条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
- 第二十条に規定する市町村への通知に係る記録
- 六 五 四 第三十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(掲示)

2 |

第二十九条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、 の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、 る重要事項を掲示しなければならない。 | 利用料その他のサービスの選択に資すると認められ該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程

(新設) 掲示に代えることができる。 に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による 指定介護老人福祉施設は、 前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設

2

第四十七条 (勤務体制の確保等) 略)

2 { 4

5 | るよう努めなければならない ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、 ユニット型施設の管理等に係る研修を受講す

(介護老人保健施設の人員、 施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正)

5 |

(平成十一年厚生省令第四十号)

の一部を次の表のように改正する。

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

第十一条 介護老人保健施設の人員、 、施設及び設備並びに運営に関する基準

改

正

後

第二条 2 5 5 掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該 療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に 保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確 保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設 サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、 |一十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人 (従業者の員数) 略) (略)

6

これを置かないことができる

医師又は栄養士若しくは管理栄養士 (病床数百以上の病院の場合に限る。)

7

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第十六条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自 な措置を講じなければならない。 ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力医療機関その他適当な病院若 しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切

(管理者による管理)

第二十三条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の 限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない 者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、他の事業 所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に

(勤務体制の確保等)

(新設)

略

(従業者の員数)

第二条 (略)

6

サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、 掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該 療法士若しくは言語聴覚士、 保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確 保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設 これを置かないことができる。 一十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に

改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。 条の二第 援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十一 病院 医師、栄養士若しくは管理栄養士(病床数百以上の病院の場合に限る。)又は介護支

一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による

(略)

四

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第十六条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自 置を講じなければならない。 ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しく は診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措

(管理者による管理)

第二十三条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の 護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であって、当該本体施設の 内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介 ||者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地

四項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。 場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(指定地域密着型サー 型特定施設をいう。)又はサテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準第百三十一条第 の条において「指定地域密着型サービス基準」という。)第百十条第四項に規定するサテライト ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下こ

(衛生管理等)

延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、 又はまん

- 月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を 検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を
- 整備すること。 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を
- 三 · 四 (略)

(協力医療機関等)

第三十条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に とにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めるこ 掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、 病院に限

- 確保していること。 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、
- 保していること。 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、 常時確
- その他の医療機関の医師が診療を行い、 て受け入れる体制を確保していること。 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関 入院を要すると認められた入所者の入院を原則とし
- 合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護老人保健施設に係る指定介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場 を行った都道府県知事に届け出なければならない。
- 項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならな ザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。 法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において 協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエン 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年 「第二種
- 第二種協定指定医療機関との間で、 ならない。 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該 新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければ

準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができ 管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設 定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第 るものとする。 定するサテライト型特定施設をいう。)又はサテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基 三十四号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。)第百十条第四項に規

(衛生管理等)

第二十九条(略)

2

- 延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、
- 図ること。 検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三 月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を
- 整備すること。 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針
- 三 · 四 (略)

(協力病院

第三十条介護老人保健施設は、 定めておかなければならない。 入所者の病状の急変等に備えるため、 あらかじめ、 協力病院を

(新設)

常時

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

5 | の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、 入所させることができるように努めなければならない。 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者 再び当該介護老人保健施設に速やかに

6 |

第三十一条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、 従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重 要事項(以下この条において単に 「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 介護老人保健施設は、重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、 前項の規定による掲示に代えることが かつ、

3 | めの委員会の設置) (入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するた 介護老人保健施設は、 原則として、 重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十六条の三 するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開 ビスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設 催しなければならない。 における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、 介護サー

(記録の整備)

官

2 る記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げ

検討の内容等の記録 第八条第四項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての

第九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

並びに緊急やむを得ない理由の記録 第十三条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況

第二十二条の規定による市町村への通知に係る記録

第三十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録

第三十六条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第四十八条 略)

5 | う努めなければならない。 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよ

(新設)

2 | 略

第三十一条 介護老人保健施設は、

項を掲示しなければならない。 従業者の勤務の体制、 協力病院、 当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要 利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事

えることができる。 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付 かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代

2

(新設)

(新設)

第三十八条

2 る記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げ

一 第八条第四項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検 討の内容等の記録

第九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

びに緊急やむを得ない理由の記録 第十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並

第二十二条に規定する市町村への通知に係る記録

<u>Fi</u>.

四

七六 第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

第三十六条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第四十八条

(勤務体制の確保等)

5 | 略

第十二条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)の一部を次の表のように改正する。(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

正 前 (傍線部分は改正部分)

目次 第一章 第四章 第三章 第二章 第五章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準 総則 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第二条―第三十一条の三) 一条-一第四十二条) (第一条 改 正 後 (第五十 (第三十 第 第 二章 第五章 第四章 第 章 削除 総則 二条—第四十二条 (第一条) 改

四条-第五十九条)

第六章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基 (第六十条—第六十三条)

第七章 雑則 (第六十四条)

第九条 (略)

(記録の整備)

附則

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 完結の日から二年間保存しなければならない。 第十五条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の入所者の心身の状況 その

並びに緊急やむを得ない理由の記録 第三十一条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 第二十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録

第十二条 (略)

(職員の配置の基準)

官

当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるとき 当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により サービス等基準」という。)第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅 定介護予防サービス等基準」という。)第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生 予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指 定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護 法律第十九号)第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三 第三条第三号に規定する離島又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年 り指定された離島振興対策実施地域、 活介護事業所 · 指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八特別養護老人ホーム(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定によ - 九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号) 人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。)に指定居宅サービス等 これを置かないことができる 第一条に規定する奄美群島、 (以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七

第六章

第七章 雑則 (第六十四条)

第九条 略)

2 完結の日から二年間保存しなければならない。 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、

その

<u>.</u>

三 第十五条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、 びに緊急やむを得ない理由の記録 その際の入所者の心身の状況並

五 四 第三十一条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第二条―第三十一条の二

ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(第三十

地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準 四条-第五十九条) (第五十

ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基 準(第六十条—第六十三条)

附則

(記録の整備)

第二十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

(職員の配置の基準)

第十二条 (略)

9 | 他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、 併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者について 地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー 準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定 ないことができる。 型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該 いう。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、 に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」と ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事 当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、 指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 以下 「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第五条第一項に規定する併設 機能訓練指導員又は調理員 指定地域密着型サービス基 これを置か 事務員その

(緊急時等の対応)

第二十二条の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生 る対応方法を定めておかなければならない。 じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十二条第一項第二号に掲げる医師及び協力 医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等におけ

2 | 時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わ なければならない 特別養護老人ホームは、 前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急

(施設長の責務)

第二十三条 略)

木曜日

(協力医療機関等)

2 条の三までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十

第二十七条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各 ることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、 に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定め 病院

確保していること。 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、

令和 6 年 1 月 25 日

二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、 確保していること。 常時

関その他の医療機関の医師が診療を行い、 して受け入れる体制を確保していること。 入所者の病状が急変した場合等において、 入院を要すると認められた入所者の入院を原則と 当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機

(緊急時等の対応)

第二十二条の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生 じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十二条第一項第二号に掲げる医師との連携 方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(新設)

(施設長の責務)

第二十三条 (略)

2 一条の二までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十

(協力病院等)

第二十七条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、 病院を定めておかなければならない あらかじめ、 協力

(新設)

常時

(新設)

めの委員会の設置)

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十 (新設)場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、都道府県知事に届け出なければ場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、都道府県知事に届け出なければ (新設)

はならない。
はならない。

(新設)

(新設)

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するた6 (略)

2 |

略

(勤務体制の確保等)

官

第四十条 (略)

2~4 (略)

(略)

(準用)

第四十二条 第三条から第二十一条の三まで」と読み替えるものとする。
「一段の一二条がら第二十二条の三まで、第二十四条の二人の第二十六条から第二十一条の三まで、第二十四条の二人の第二十二条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第二十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第二十三条まで、第二十四条の二から第三十一条の三まで」とあるのは「第二十一条の三十六条から第三十六条から第三十一条の三まで、第八条、第十八条がら第三十一条の三までの条、第十二条の二から第十四条まで、第八条、第十八条がら第三十一条の三まで、第十八条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第十二条の二から第二十六条から第三十一条の三まで」と読み替えるものとする。

(新設)

第四十条 (略) (勤務体制の確保等)

(新設) (新設) (略

5| (略

第四十二条 二及び第二十六条から第三十一条の二まで」と読み替えるものとする。 三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三 規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項 三十四条及び第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第八条、第九 条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の二まで」とあるのは「第 第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第 第三号中 (準用) - 第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二までの 第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、 「第十五条第五項」とあるのは 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八 「第三十六条第七項」と、 同項第四号中「第二十九条 第二十四条の

(職員の配置の基準)

2 5 10 第五十六条 略)

められるときは、これを置かないことができる。 は、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホー ムの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合において

12 の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、 の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、 条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密 通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準第二十条第 ムの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、 着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第四十二 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定 機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホー 事務員その他の職員により当該事業所 これを置かないことができる。 栄養

13 5 15

木曜日

令和 6 年 1 月 25 日

第五十九条 第二条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条 まで及び第三十一条から第三十一条の三までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについ のとする。 まで、第十七条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十一条の三まで」と読み替えるも 十八条並びに第五十九条において準用する第七条から第九条まで、第十二条の二から第十五条 から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の三まで」とあるのは「第五十七条及び第五 あるのは「第五十九条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条 て準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第五 |第五十九条において準用する第二十九条第二項| と、同項第五号中 | 第三十一条第三項| と -九条において準用する第十五条第五項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは

(職員の配置の基準

第五十六条 (略)

5 10

護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことが の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介 活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等 第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生 する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。) 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、 基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第百二十一 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する

設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。 ると認められるときは、これを置かないことができる。 訓練指導員又は調理員、 その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能 条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設され 十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第五 地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を ビス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地 通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、 る場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員 行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定 事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行わ 以下 設備及び運営並びに指定 指定地域密着型サー

ر 15

第五十九条 第二条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九 第十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十一条の二」と読み替えるものとする。 並びに第五十九条において準用する第七条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、 する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第五十九条 まで、第三十一条及び第三十一条の二の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用 九条まで及び第十二条の二から第三十一条の二まで」とあるのは「第五十七条及び第五十八条 十九条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるの において準用する第十五条第五項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第五 「第五十九条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第

第六十三条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、 読み替えるものとする ら第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第三十 条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条か おいて準用する第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第六 る。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第六十三条に 九条まで及び第十二条の二から第三十一条の三まで」とあるのは「第六十二条並びに第六十三 十三条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるの 条まで及び第五十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用す 条から第三十一条の三まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十 「第六十三条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第 第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十 第十八

第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条」と

第六十三条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、 準用する第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第六十三条 第三十四条、 十三条まで、 いて準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二 で及び第十二条の二から第三十一条の二まで」とあるのは「第六十二条並びに第六十三条にお 六十三条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条ま において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第 の場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第六十三条において で及び第五十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。こ とする。 条、第三十一条の二、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条ま 第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十 第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条」と読み替えるもの 第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十一条の二、

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十三条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第百七号)の一部を次の表のように改正する

(傍線部分は改正部分)

(記録の整備

改

正

後

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備 第十七条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その完結の日から二年間保存しなければならない その際の入所者の心身の状況

並びに緊急やむを得ない理由の記録 第三十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録

第三十三条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第十一条

(職員配置の基準)

2 •

当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、 ができる。 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、 施設等の職務に従事すること

5 13 (略)

(協力医療機関等)

第二十七条 (略)

件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない 軽費老人ホームは、 前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、 次に掲げる要

確保していること 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、

していること 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、

常時確保

(記録の整備

改

正

前

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備 その完結の日から二年間保存しなければならない。

三 第十七条第三項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、 びに緊急やむを得ない理由の記録 その際の入所者の心身の状況並

第三十一条第二項の苦情の内容等の記録

(職員配置の基準) 第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第三項の記録

第十一条 (略)

2 •

4 当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。 同 一敷地内にある他の事業所、 施設等の職

5 5 13

務に従事することができる

(協力医療機関等)

第二十七条

2

2

(略

3 | 4 等の対応を確認するとともに、 軽費老人ホームは、 軽費老人ホームは、 年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合 協力医療機関の名称等を、都道府県知事に届け出なければなら

(新設)

(新設)

- 律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協 定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法
- 二種協定指定医療機関との間で、 軽費老人ホームは、 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、 新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければな 当該第

(号外第 18号)

6 | させることができるように努めなければならない。 病状が軽快し、 軽費老人ホームは、 退院が可能となった場合においては、 入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の 再び当該軽費老人ホームに速やかに入所

略)

第二十八条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、 の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。 職員

2 をいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができ 軽費老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これ

官

3 | (職員配置の基準) 軽費老人ホームは 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十七条 (略)

木曜日

(略)

3 することができる。 当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、 (第一項第三号の介護職員の職務は除く。)に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事

令和 6 年 1 月 25 日

(電磁的記録等)

第四十条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するもの 形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下 省令の規定において書面(書面、 を除く。)については、 書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 書類、 文書、 謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図

2 |

略

(新設)

(新設)

第二十八条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、 の勤務の体制、協力医療機関、 示しなければならない 利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を 職員

ことができる。 かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代える 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、

(新設)

2

(職員配置の基準

第三十七条 略)

(略)

3 当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職 設等の職務に従事することができる。 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。 (第一項第三号の介護職員の職務は除く。)に従事し、 又は同一敷地内にある他の事業所、 施

(電磁的記録等

第四十条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、 のを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するも 図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以 この省令の規定において書面(書面、 書類、文書、 謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、

(構造設備の基準

改

正

後

2

前項第一号の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市

なければならない。

(管理者による管理)

への入院のための措置を講じ、

第十九条 介護医療院の医師は、

入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療

又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じ

協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

認めたときは、

造かつ平屋建ての介護医療院の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると 火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木 又は中核市の市長。第三十四条第二項及び第四十五条第五項において同じ。)が、火災予防、消

耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

を提供することが困難であると認めたときは、

、軽費老人ホームA型の職員配置の基準)

第六条 略)

5 ことができる。 当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、他の事業所、 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、 施設等の職務に従事する

(軽費老人ホームB型の職員配置の基準)

第十四条 (略)

とができる。 該軽費老人ホームB型の管理上支障がない場合には、 前項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、 他の事業所、施設等の職務に従事するこ 当

3 4 略)

(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)

第六条 (略)

5 当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。 同一敷地内にある他の事業所、

の職務に従事することができる。

第十四条 (軽費老人ホームB型の職員配置の基準

職務に従事することができる。 該軽費老人ホームB型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、 前項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、 施設等の

略)

3 4

第十四条 介護医療院の人員、 (介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正) 施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)の一部を次の表のように改正する

前

(傍線部分は改正部分)

(構造設備の基準

改

正

知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護 医療院の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、 又は中核市の市長。第四十五条第五項において同じ。)が、火災予防、 築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 前項第一号の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、 消火活動等に関し専門的 指定都市

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第十九条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療 ればならない。 を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への 入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなけ

2 5 4

(管理者による管理)

第二十六条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければ う。) 若しくはサテライト型居住施設(同令第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施 はサテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 ならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、他の事業所若しくは施設等又 (平成十八年厚生労働省令第三十四号)第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をい 第二十六条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければ 若しくは施設等又はサテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、 テライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。 運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第百十条第四項に規定するサテライ ならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所 ト型特定施設をいう。) 若しくはサテライト型居住施設(同令第百三十一条第四項に規定するサ

設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

(衛生管理等)

第三十三条

- 2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう 次に掲げる措置を講じなければならない
- 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ る委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討す
- 一 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備す ること。

三 · 四 略)

略)

(協力医療機関等)

第三十四条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げ を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることに る要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。) より当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない

- 確保していること。 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時
- いること。 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、 常時確保して
- の医療機関の医師が診療を行い、 入れる体制を確保していること。 入所者の病状が急変した場合等において、 - 入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け 当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他
- 2 | 府県知事に届け出なければならない。 対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、 介護医療院は、 一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の 当該介護医療院に係る指定を行った都道
- いて同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。 定医療機関」という。)との間で、 百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第 新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感 次項にお
- 協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならな 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種
- 6 | 5 | が軽快し、退院が可能となった場合においては、 とができるように努めなければならない。 介護医療院は、 入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状 再び当該介護医療院に速やかに入所させるこ

(衛生管理等)

第三十三条 (略)

- 2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう 次に掲げる措置を講じなければならない。
- 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ る委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討す
- 一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備す ること。

三匹四 (略)

3 (略)

第三十四条介護医療院は、 ておかなければならない (協力病院 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、 協力病院を定め

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 |

(新設)

(新設)

略

改

正

後

第三十五条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務 この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下

2 も関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 介護医療院は、重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつで

介護医療院は、 原則として、 重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

めの委員会の設置) (入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するた

第四十条の三 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上 並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テ その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全 レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならな

第五十二条 略)

(勤務体制の確保等)

5 | なければならない。 ユニット型介護医療院の管理者は、 ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努め

略

官

第十五条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(介護保険法施行規則の一部改正)

第三十四条の十 と、指定居宅介護支援等基準第二十八条中「事業所ごと」とあるのは「市町村事務受託事務所 より」と、「市町村、利用者」とあるのは「委託をしている市町村、市町村事務に係る被保険者 十七条中「利用者に対する指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「市町村事務の実施に ると認められる」とあるのは「職員の勤務の体制その他の」と、指定居宅介護支援等基準第一 他の費用の額」とあるのは「市町村事務の実施方法及び内容」と、指定居宅介護支援等基準第 宅介護支援等基準第十八条、第二十二条第一項及び第二項並びに第二十四条中「指定居宅介護 支援等基準」という。)第十八条、第二十二条第一項及び第二項、第二十四条、第二十七条並び げる事業」とあるのは「掲げる事務」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その 支援事業所」とあるのは「市町村事務受託事務所」と、指定居宅介護支援等基準第十八条中「掲 二十二条第一項中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す に第二十八条の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(以下「指定居宅介護

ごと」と読み替えるものとする。

の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しな第三十五条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務 ければならない

きる。 れをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 介護医療院は、 前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、 同項の規定による掲示に代えることがで かつ、

(新設)

2

(新設)

(勤務体制の確保等)

第五十二条

2 5 4

(新設)

略

5 |

改

正

前

傍線部分は改正部分)

第三十四条の十 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(以下「指定居宅介護 勤務の体制その他の」と、指定居宅介護支援等基準第二十七条中「利用者に対する指定居宅介 八条中「事業所ごと」とあるのは「市町村事務受託事務所ごと」と読み替えるものとする は「委託をしている市町村、市町村事務に係る被保険者」と、指定居宅介護支援等基準第二十 護支援の提供により」とあるのは 勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる」とあるのは「職員の 務の実施方法及び内容」と、指定居宅介護支援等基準第二十二条第一項中「介護支援専門員の と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「市町村事 託事務所」と、指定居宅介護支援等基準第十八条中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務」 十八条、第二十二条及び第二十四条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「市町村事務受 は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第 支援等基準」という。)第十八条、第二十二条、 「市町村事務の実施により」と、「市町村、 第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定

(指定短期入所療養介護事業者に係る指定の申請等)

第百二十二条 法第七十条第一項の規定に基づき短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業 者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係 る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない

七 当該申請に係る事業を行う事業所 (当該事業を行う部分に限る。)における入院患者又は入 所者の定員

(指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等)

第百二十三条 法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービ 定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 ス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 当該指

名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第七項に規定する協力歯科医療機関がある十二 指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科 ときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

十三~十五

(指定特定施設入居者生活介護の利用定員の増加の申請)

第百二十六条の十三 法第七十条の三第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る法第 は書類を、当該変更に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 十一条第一項本文の指定の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又

きは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第七項に規定する協力歯科医療機関があると指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名

2 (指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)

第百三十一条の六 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指 市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十二号までに掲げる事項の記 又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。 定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書 載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。 ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であって、 他の

ときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第七項に規定する協力歯科医療機関がある 指定地域密着型サービス基準第百五条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科

健施設、介護医療院 指定地域密着型サービス基準第百五条第八項に規定する介護老人福祉施設、 病院等との連携体制及び支援の体制の概要 介護老人保

2 5 5 十三~十五 略)

(指定短期入所療養介護事業者に係る指定の申請等

第百二十二条 法第七十条第一項の規定に基づき短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業 者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係 る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

七

一項第四号に規定する老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合にあっては、入院における入院患者又は入所者の定員(当該事業所が指定居宅サービス等基準第百四十二条第 当該申請に係る事業を行う事業所(当該事業を行う部分に限る。以下この号において同じ。)

八~十三 (略)

患者の推定数を含む。)

2 5 5

(指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等)

第百二十三条 法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービ ス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関がある十二 指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科 ときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

十三~十五

2 5 5

(指定特定施設入居者生活介護の利用定員の増加の申請)

第百二十六条の十三 法第七十条の三第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る法第 は書類を、当該変更に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 四十一条第一項本文の指定の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又

並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関があると きは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名

2

(指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)

定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書第百三十一条の六 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指 市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十二号までに掲げる事項の記ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であって、他の 載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。 ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であって、他 又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関がある-一 指定地域密着型サービス基準第百五条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科 ときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。

十二 指定地域密着型サービス基準第百五条第三項に規定する介護老人福祉施設、 健施設、介護医療院、 病院等との連携体制及び支援の体制の概要 介護老人保

十三~十五

2 5 5

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等)

第百三十一条の七 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型特定施設入居者生活介護 事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。 た申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければな て、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十一号までに掲げる に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し ない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であっ

あるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第七項に規定する協力歯科医療機関が 指定地域密着型サービス基準第百二十七条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請等)

第百三十一条の八 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者 でに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要 場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十四号ま なければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の開設の場所を管轄する市町村長に提出し 生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項

略)

官

機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。)に規定する協力歯科医療 該協力医療機関との契約の内容(指定地域密着型サービス基準第百五十二条第六項(指定地 八条において準用する場合を含む。)に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当 指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項(指定地域密着型サービス基準第百六

十五~十七

(指定介護老人福祉施設に係る指定の申請等)

第百三十四条 法第八十六条第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 当該指定の申請に係る施設の開設の場所

十三 指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項(指定介護老人福祉施設基準第四十九条に は、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。 おいて準用する場合を含む。)に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医 設基準第四十九条において準用する場合を含む。)に規定する協力歯科医療機関があるとき 療機関との契約の内容(指定介護老人福祉施設基準第二十八条第六項(指定介護老人福祉施

2 5 4 十四~十六 略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等)

第百三十一条の七 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型特定施設入居者生活介護 事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。 らない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であっ た申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければな て、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十一号までに掲げる に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し

療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関が十一 指定地域密着型サービス基準第百二十七条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診 あるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

十二~十四

4

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請等)

第百三十一条の八 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者 場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十四号ま なければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の開設の場所を管轄する市町村長に提出し 生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項 でに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要

~十三 (略)

十八条において準用する場合を含む。)に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協十四 指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項(指定地域密着型サービス基準第百六 るときは、 サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。) に規定する協力歯科医療機関があ 力病院との契約の内容(指定地域密着型サービス基準第百五十二条第二項 その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

2 5 4 十五~十七 (略)

(指定介護老人福祉施設に係る指定の申請等)

第百三十四条 法第八十六条第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする 者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 当該指定の申請に係る施設の開設の場所

十三 指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項(指定介護老人福祉施設基準第四十九条に 四十九条において準用する場合を含む。)に規定する協力歯科医療機関があるときは、 おいて準用する場合を含む。)に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院と の契約の内容(指定介護老人福祉施設基準第二十八条第二項(指定介護老人福祉施設基準第 称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。

十四~十六

2 5 4

略)

(介護老人保健施設の開設許可の申請等)

第百三十六条 法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可を受けようとす 所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 る者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可の申請に係る施設の開設の場

その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) に当該協力医療機関との契約の内容(同条第六項に規定する協力歯科医療機関があるときは 介護老人保健施設基準第三十条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並び

いて、 だし、同項第十一号 (入所定員に係る部分に限る。)に掲げる事項を変更しようとする場合にお 第十四号(協力医療機関を変更しようとするときに係るものに限る。)に掲げる事項とする。た 第八号、第十一号(従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。) 及び なければならない事項は、前項第五号(敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。)、第七号、 介護老人保健施設の開設者が、法第九十四条第二項の規定により都道府県知事の許可を受け 入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しな

(介護老人保健施設の開設者の住所等の変更の届出等)

第百三十七条 介護老人保健施設の開設者は、第百三十六条第一項第一号、第二号、第四号(当 場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。 げる事項に変更があったときは、 く。)、第十四号(協力医療機関を変更しようとするときに係るものを除く。)及び第十六号に掲 び職務の内容並びに入所定員(同条第二項ただし書に規定するときを除く。)に係る部分を除 該許可に係る事業に関するものに限る。)、第六号、第十号、第十一号(従業者の職種、員数及 当該変更に係る事項について当該介護老人保健施設の開設の

2 5 4

(介護医療院の開設許可の申請等)

木曜日

第百三十八条 法第百七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可を受けようとする者は、 する都道府県知事に提出しなければならない。 次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 当該許可の申請に係る施設の開設の場所を管轄

の名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 該協力医療機関との契約の内容(同条第六項に規定する協力歯科医療機関があるときは、そ 介護医療院基準第三十四条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当

令和 6 年 1 月 25 日

3 5 8 2 同項第十一号(入所定員に係る部分に限る。)に掲げる事項を変更しようとする場合において、 第十一号(従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員に係る部分に限る。)及び第十四 入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。 ならない事項は、前項第五号 介護医療院の開設者が、法第百七条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければ (協力医療機関を変更しようとするときに係るものに限る。)に掲げる事項とする。 ただし、 (敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。)、第七号、 第八号、

(介護老人保健施設の開設許可の申請等)

第百三十六条 法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可を受けようとす 所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 る者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可の申請に係る施設の開設の場

該協力病院との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名-四_ 介護老人保健施設基準第三十条第一項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当 称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。

十五~十七

2

第八号、第十一号(従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。)及び 同項第十一号(入所定員に係る部分に限る。)に掲げる事項を変更しようとする場合において、 第十四号(協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。)に掲げる事項とする。ただし、 なければならない事項は、前項第五号(敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。)、第七号、 入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。 介護老人保健施設の開設者が、法第九十四条第二項の規定により都道府県知事の許可を受け

3 8 (略)

(介護老人保健施設の開設者の住所等の変更の届出等)

第百三十七条 介護老人保健施設の開設者は、第百三十六条第一項第一号、第二号、 事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該介護老人保健施設の開設の場所 び職務の内容並びに入所定員(同条第二項ただし書に規定するときを除く。)に係る部分を除 該許可に係る事業に関するものに限る。)、第六号、第十号、第十一号(従業者の職種、員数及 を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。 く。)、第十四号(協力病院を変更しようとするときに係るものを除く。)及び第十六号に掲げる 第四号(当

(介護医療院の開設許可の申請等

第百三十八条 法第百七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可を受けようとする者は、 する都道府県知事に提出しなければならない。 次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 当該許可の申請に係る施設の開設の場所を管轄

十四 介護医療院基準第三十四条第一項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協 び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 力病院との契約の内容 (同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、 その名称及

十五~十七

2

定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない 第十一号(入所定員に係る部分に限る。)に掲げる事項を変更しようとする場合において、 第十一号(従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員に係る部分に限る。)及び第十四 ならない事項は、前項第五号(敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。)、第七号、第八号、 介護医療院の開設者が、法第百七条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければ (協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。)に掲げる事項とする。 ただし、 同項

3 { 8

(介護医療院の開設者の住所等の変更の届出等)

第百四十条の二の二 介護医療院の開設者は、第百三十八条第一項第一号、第二号、第四号(当 げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該介護医療院の開設の場所を 管轄する都道府県知事に届け出なければならない。 く。)、第十四号 (協力医療機関を変更しようとするときに係るものを除く。)及び第十六号に掲 び職務の内容並びに入所定員(同条第二項ただし書に規定するときを除く。)に係る部分を除 該許可に係る事業に関するものに限る。)、第六号、第十号、第十一号(従業者の職種、 員数及

(指定介護予防短期入所療養介護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の十一 は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指

所者の定員 当該申請に係る事業を行う事業所(当該事業を行う部分に限る。)における入院患者又は入

2 5 5 八~十三 略

(指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の十二 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に 係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申 請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければな

官

\ |

十二 指定介護予防サービス等基準第二百四十二条第一項に規定する協力医療機関の名称及び があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。 診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第七項に規定する協力歯科医療機関

十三~十五

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)

第百四十条の二十六 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活 きは、当該事項の記載を要しない 四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者につい 事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出 介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる て、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めると 二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により法第百十五条の十二第二項第)なければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第百十五条の十

(介護医療院の開設者の住所等の変更の届出等)

第百四十条の二の二 介護医療院の開設者は、第百三十八条第一項第一号、 び職務の内容並びに入所定員(同条第二項ただし書に規定するときを除く。)に係る部分を除 該許可に係る事業に関するものに限る。)、第六号、 する都道府県知事に届け出なければならない。 事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該介護医療院の開設の場所を管轄 く。)、第十四号 (協力病院を変更しようとするときに係るものを除く。)及び第十六号に掲げる 第十号、第十一号(従業者の職種、員数及 第二号、 (当

(指定介護予防短期入所療養介護事業者に係る指定の申請

第百四十条の十一 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指 は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又

当該申請に係る事業を行う事業所(当該事業を行う部分に限る。以下この号において同じ。)

七

入院患者の推定数を含む。 条第一項第四号に規定する老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合にあっては、 における入院患者又は入所者の定員(当該事業所が指定介護予防サービス等基準第百八十七

八~十三

2 5 5

(指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請

第百四十条の十二 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に 請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければな 係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申

一 { 十 一

十二 指定介護予防サービス等基準第二百四十二条第一項に規定する協力医療機関の名称及び があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。 診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関

十三~十五

2 5 5

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)

第百四十条の二十六 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活 四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者につい 事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出 介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、 きは、当該事項の記載を要しない て、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めると しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第百十五条の十 |第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により法第百十五条の十二第二項第 次に掲げる

報

官

(2)

略)

十一 指定地域密着型介護予防サービス基準第八十二条第一項に規定する協力医療機関の名称 及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第七項に規定する協力歯科医療 機関があるときは、 その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

十二 指定地域密着型介護予防サービス基準第八十二条第八項に規定する介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、 介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要

十三~十五 (略)

2 5 5

(法第百十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の六十三の六 法第百十五条の四十五の五第二項に規定する厚生労働省令で定める基 市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。

第一号事業 (第一号生活支援事業を除く。)に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当

年厚生労働省令第三十五号。口において「旧指定介護予防サービス等基準」という。)に規 定める基準の例による基準又は指定介護予防支援等基準(地域包括支援センターの設置者 条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定 例による基準 である指定介護予防支援事業者に係る部分に限る。)に規定する介護予防支援に係る基準の 定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準その他厚生労働大臣が 介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第四号)第五

(略)

別表第二(第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係) (略)

第 介護サービスの内容に関する事項

利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

介護(9)については指定療養通所介護に限る。) 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所

いう。以下同じ。)の排除のための取組の状況 身体的拘束等(指定居宅サービス等基準第二十三条第三号に規定する身体的拘束等を

(2) (9) (略)

略)

三 (略)

五 介護サービスの質の確保、 透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

居者生活介護 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入

(1) に規定する協力歯科医療機関との連携の状況 指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関及び同条第七項

> 十一 指定地域密着型介護予防サービス基準第八十二条第一項に規定する協力医療機関の名称 及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療 機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。

十二 指定地域密着型介護予防サービス基準第八十二条第三項に規定する介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、 介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要

十三~十五 略)

2 5 5

(法第百十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の六十三の六 法第百十五条の四十五の五第二項に規定する厚生労働省令で定める基 準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。

一 第一号事業(第一号生活支援事業を除く。)に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当 する基準

イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第四号)第 年厚生労働省令第三十五号。 口において「旧指定介護予防サービス等基準」という。) に規 定める基準の例による基準又は指定介護予防支援等基準に規定する介護予防支援に係る基 定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準その他厚生労働大臣が 介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八 条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定 準の例による基準

ロ・ハ (略)

別表第二(第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係)

介護サービスの内容に関する事項

利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

介護(9)については指定療養通所介護に限る。) 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所

① 身体的拘束等(指定居宅サービス等基準第百) をいう。以下同じ。)の排除のための取組の状況 二十八条第四項に規定する身体的拘束等

(2) (9) 略)

ト~タ (略)

(略)

五 介護サービスの質の確保、 透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

一特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入

(1) 指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関及び同条第一 に規定する協力歯科医療機関との連携の状況 二項

(2) 略)

- - 療養介護(介護老人保健施設 する協力歯科医療機関との連携の取組の状況 介護老人保健施設基準第三十条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定

短期入所療養介護(介護老人保健施設)、介護保健施設サービス及び介護予防短期入所

- (介護医療院 短期入所療養介護(介護医療院)、介護医療院サービス及び介護予防短期入所療養介護
- 協力歯科医療機関との連携の取組の状況 介護医療院基準第三十四条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定する
- (2)

- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 六項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況 指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項に規定する協力医療機関及び同条第

(2) (略)

介護福祉施設サービス

に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況 指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項

(略)

第二・第三

第十六条 介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。

改

正

後

官

木曜日

第百四十条の十九 法第百十五条の十一において準用する法第七十二条第一項の厚生労働省令で

リテーション及び通所リハビリテーションとする。

定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビ

リテーション(介護老人保健施設又は介護医療院により行われるものに限る。)とする。

ヌ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (1)

- に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

(2)

- 介護福祉施設サービス
- (1) 定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況 指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項に規定する協力病院及び同条第二項に規
- 略)

ヲ

第百二十八条 法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、 訪問リハビ 第百二十八条 リテーションとする。 法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、 改 正 前 通所リハビ

(傍線部分は改正部分)

定める種類の介護予防サービスは、介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設又は第百四十条の十九 法第百十五条の十一において準用する法第七十二条第一項の厚生労働省令で

介護医療院により行われるものに限る。)とする。

(傍線部分は改正部分)

指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和三年厚生労働省令第九号)の一部を次の表のように改正する。

〈指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正

令和 6 年 1 月 25 日

第十七条

正 後

改

附 則

(虐待の防止に係る経過措置)

居宅サービス等基準(以下「新居宅サービス等基準」という。)第三条第三項(新居宅サービス第二条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の 等基準第八十五条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。) 及

> 附 則

> > 改

正

前

(虐待の防止に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、 二(新居宅サービス等基準第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四居宅サービス等基準(以下「新居宅サービス等基準」という。)第三条第三項及び第三十七条の7、11条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の

療養介護(介護老人保健施設 短期入所療養介護(介護老人保健施設)、 介護保健施設サービス及び介護予防短期入所

(1) 協力歯科医療機関との連携の取組の状況 介護老人保健施設基準第三十条第一項に規定する協力病院及び同条第二項に規定する

チ 短期入所療養介護 (介護医療院)、 介護医療院サービス及び介護予防短期入所療養介護

(介護医療院

介護医療院基準第三十四条第一項に規定する協力病院及び同条第二項に規定する協力

歯科医療機関との連携の取組の状況 (略)

(2)

(1)

指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項に規定する協力病院及び同条第二項

(2)

(略)

第二・第三 (略)

第四項、

以 下 第八十五条において準用する場合を含む。)、第七条の規定による改正後の養護老人ホーム基準いう。)第三条第三項及び第三十七条の二(新地域密着型介護予防サービス基準第六十四条及び

「新養護老人ホーム基準」という。)第二条第四項及び第三十条、第八条の規定による改

る改正後の地域密着型介護予防サービス基準(以下「新地域密着型介護予防サービス基準」

لح

支援等基準(以下「新指定介護予防支援等基準」という。)第一条の二第五項及び第二十六条のび第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第五条の規定による改正後の指定介護予防

二(新指定介護予防支援等基準第三十二条において準用する場合を含む。)、第六条の規定によ

正後の指定介護老人福祉施設基準(以下「新指定介護老人福祉施設基準」という。)第一条の一

第三十五条の二(新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含

第九条の規定による改正後の介護老人保健施設基準

第三十六条の二 (新介護老人保健施設基準

(以 下

「新介

準用する場合を含む。)、

第二百四十五条、第二百六十二条、

第二百七十六条、

第

一百八十条及

第百六十六条、

第百八十五条、第百九十五条(新介護予防サービス等基準第二百十条において

む。)及び第三十九条第三項、

第三十四条の二

定介護療養型医療施設基準

十八条第三項、

る場合を含む。)、

第五十条において準用する場合を含む。)及び第四十条第三項、第十条の規定による改正後の指

護老人保健施設基準」という。)第一条の二第四項、

基準第三十九条、

六十三条において準用する場合を含む。)及び第三十三条第三項

六十三条において準用する場合を含む。)、

(以下「新軽費老人ホーム基準」という。)第二条第四項、第三十三条の二(新軽費老人ホーム

第十二条の規定による改正後の軽費老人ホーム基準

(新特別養護老人ホーム基準第

第五十九条及び第

附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)

附則第三条第

以 下

一条第四項並びに第十三条の規定による改正後の介護医療院基準

人ホーム基準」という。)第二条第五項(新特別養護老人ホーム基準第五十九条において準用す

第三十一条の二(新特別養護老人ホーム基準第四十二条、

第十一条の規定による改正後の特別養護老人ホーム基準

(以下「新特別養護老

(新介護療養型医療施設基準第五十条において準用する場合を含む。)及び第三

(以下「新介護療養型医療施設基準」という。)第一条の二第四項、

四項及び附則第十

介護医療院基準」という。)第二

て準用する場合を含む。)及び第四十四条第三項の規定の適用については、

一条第四項、

第四十条の一

(新介護医療院基準第五十四条におい

これらの規定中

等基準第九十三条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講 療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第五十三条の十の二(新介護予防サービス 四条の規定による改正後の介護予防サービス等基準 ともに、次に」と、「重要事項」 とあるのは「、 及び新介護予防サービス等基準第九十一条の規定の適用については、 じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、 び第三十七条の二 (新居宅サービス等基準第九十一条において準用する場合に限る。)並びに第 を除く。)」とする。 。) 第三条第三項 虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めると (新介護予防サービス等基準第八十八条第一項に規定する指定介護予防居宅 とあるのは 「重要事項 (以下「新介護予防サービス等基準」とい (虐待の防止のための措置に関する事項 新居宅サービス等基準第九十条 これらの規定中一 次に

居宅介護支援等基準第三十条において準用する場合を含む。)、第三条の規定による改正後の地 する場合を含む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条、第二百六条及び第二百第百四十条の三十二、第百五十五条(新居宅サービス等基準第百五十五条の十二において準用 の十六、第六十一 の三十八の二(新地域密着型サービス基準第十八条、 域密着型サービス基準(以下「新地域密着型サービス基準」という。)第三条第三項及び第三条 ス等基準(以下「新介護予防サービス等基準」という。)第三条第三項及び第五十三条の十の び第百八十二条において準用する場合を含む。)、第四条の規定による改正後の介護予防サービ 十六条において準用する場合を含む。)、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準 (新介護予防サービス等基準第六十一条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、 (新居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第百四十条の十五、 (以下「新指定居宅介護支援等基準」という。)第一条の二第五項及び第二十七条の二 (新指定 第百四十二条(新介護予防サービス等基準第百五十九条において準用する場合を含む。) 第八十三条、第九十一条、第百五条、第百五条の三、第百九条、第百十九条、 条、 第八十八条、 第百八条、 第百二十九条、第百五十七条、 第三十七条、 第三十七条の三、 第百六十九条及 第百四十条 第百二十三 第四十条

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第三条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第三十第三条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第九十三条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるようの規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるようの規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるようとする」とする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、 条及び第五十一条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは 附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。) 並びに新介護医療院基準第二十九 条及び第四十七条、 準用する場合を含む。)、 準第百八十二条において準用する場合を含む。)、第百二条、第百二十五条、第百四十八条及び 準用する場合を含む。)、第四十条の十二、第五十四条、第八十一条(新地域密着型サービス基 第三条の二十九、第十四条、 指定居宅介護支援等基準第三十条において準用する場合を含む。)、新地域密着型サービス基準 五十五条の十、 第百四十条の三十二において準用する場合を含む。)、第百四十条の十一、第百五十三条、第百 する場合を含む。)、第百十七条、第百三十七条(新居宅サービス等基準第百四十条の十五及び 五十三条 条| じなければ」とあるのは て準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準第七条(新軽費老人ホーム基準第三十九条、 において準用する場合を含む。)及び第三十四条(新特別養護老人ホーム基準第六十三条におい 十八条(新介護予防サービス等基準第百六十六条及び第百八十五条において準用する場合を含 において準用する場合を含む。)、第七十二条、第八十二条、第九十一条、第百二十条、第百三 六条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準第十八条(新 八十二条、 含む。)、 (新居宅サービス等基準第三十九条の三及び第四十三条において準用する場合を含む。)、 新介護老人保健施設基準第二十五条及び第四十七条、新介護療養型医療施設基準第二十四 第百五十六条、 (新介護予防サービス等基準第二百八十条及び第二百八十九条において準用する場合を 新指定介護予防支援等基準第十七条(新指定介護予防支援等基準第三十二条において とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。 新養護老人ホーム基準第七条、新指定介護老人福祉施設基準第二十三条及び第四十六 (新居宅サービス等基準第五十八条において準用する場合を含む。)、第七十三条、 第九十条、 新介護予防サービス等基準第五十三条(新介護予防サービス等基準第六十一 第百八十九条、 新特別養護老人ホーム基準第七条(新特別養護老人ホーム基準第五十九条 第百九十二条、 第百条(新居宅サービス等基準第百五条の三及び第百九条において準用 新地域密着型介護予防サービス基準第二十七条、 「講じるように努めなければ」 第二十九条(新地域密着型サービス基準第三十七条の三において 第百九十二条の九及び第二百条(新居宅サービス等基準第二百 第二百七条、 第二百四十条、 | とし、新居宅サービス等基準第二十九 第二百五十九条及び第二百 第五十七条及び第七 虐待の 条

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第三条 十四条、 条の二 十条(新居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第百四十条の 三条の三十の二(新地域密着型サービス基準第十八条、第三十七条、 定居宅介護支援等基準第三十条において準用する場合を含む。) て準用する場合を含む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、 一百十六条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準第十九条の二(新指 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、 第百四十条の三十二、 第八十三条、第九十一条、 (新居宅サービス等基準第三十九条の三、 第百五十五条(新居宅サービス等基準第百五十五条の十二におい 第百五条、 第百五条の三、第百九条、 第四十三条 第五十四条、 第二百五条、 新居宅サービス等基準第三十 新地域密着型サービス基準第 第三十七条の三 第百十九条、第百四 第五十八条、 第二百六条及び 第七

の二(新介護予防サービス等基準第六十一条、第七十四条、

第八十四条、第九十三条、

第百一

第二百八

及び第百八十二条において準用する場合を含む。)、新介護予防サービス等基準第五十三条の一 条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条

第十八条 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。 2 第二条 法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 (老人福祉法施行規則の一部改正) 五・六 (養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出) 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項 略 医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(基準第二十七条第 ときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 六項(基準第四十二条において準用する場合を含む。)に規定する協力歯科医療機関がある 基準第二十七条第一項 (略) 略 改 (基準第四十二条において準用する場合を含む。)に規定する協力 Œ 後 2 第二条 法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 五・六 む。)、新軽費老人ホーム基準第二十四条の二(新軽費老人ホーム基準第三十九条、 特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含 設基準第五十条において準用する場合を含む。)、新特別養護老人ホーム基準第二十四条の二(新 いて準用する場合を含む。)、新介護療養型医療施設基準第二十五条の二(新介護療養型医療施 護予防サービス基準第二十八条の二 十三条、第百四十二条(新介護予防サービス等基準第百五十九条において準用する場合を含 施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」と 療院基準第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中 及び附則第十七条において準用する場合を含む。)、新介護医療院基準第三十条の二(新介護医 合を含む。)、 人福祉施設基準第二十四条の二(新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場 十五条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準第二十三条の二、新指定介護老 十条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準第十八条 おいて準用する場合を含む。)、第二百四十五条、第二百六十二条、 (養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出) 「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは 二 基準第二十七条第一項(基準第四十二条又は第五十三条において準用する場合を含む。) 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項 略) 力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含 七条第二項 (基準第四十二条又は第五十三条において準用する場合を含む。)に規定する協 に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(基準第二十 (新指定介護予防支援等基準第三十二条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介 第百六十六条、第百八十五条、第百九十五条(新介護予防サービス等基準第二百十条に 新介護老人保健施設基準第二十六条の二(新介護老人保健施設基準第五十条にお 改 (新地域密着型介護予防サービス基準第六十四条及び第八 正 前 第二百七十六条、 (傍線部分は改正部分)

附則第十条

		別 表第四		ì	生に備	指		別表第二		第二十条	表一			第	び指	1 0	別 表 第 一 一		第十九条 る。
	(略)	8四 (第十条及び第十一条関係)	(略)	and the second s	法に関する基準に係る介護予防のための効果的な支援の方に係る介護予防のための効果的な支援の方備及び運営並びに指定介護予防サービス等	指定介護予防サービス等の事業の人員、設	(略)	\$二(第五条、第六条及び第七条関係)	改	厚生労働省の所管する法令の規定に基づ	表二~表四(略)	(略)		第三十七号)	び運営に関する基準(平成十一年厚生省令指定居宅サービス等の事業の人員、設備及		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	改	厚生労働省の所管する法令の規定に基づ労働省の所管する法令の規定に基づ分間
_	(略)		(略)	(略)	問看護報告書の作成第七十六条第十三号の規定による介護予防訪	(略)	(略)		正後			(略)	(略)	k → 1-7	第写三十九条の三第二頁 (第写四十条の十三) (略)	(略)		正後	5。 - 九条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平忠(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)
(略)		別表第四(第十条及び第十一条関係)	(略)	And the second s	法に関する基準に係る介護予防のための効果的な支援の方に係る介護予防のための効果的な支援の方	指定介護予防サービス等の事業の人員、設	(略)	別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)	改	_	表二~表四 (略)	(略)		第三十七号)	び運営に関する基準(平成十一年厚生省令指定居宅サービス等の事業の人員(設備及		別表第一(第三条及び第四条関係)	改	(傍線部分は改正部分厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)
(略)			(略)	(略)	問看護報告書の作成第七十六条第十一号の規定による介護予防訪	(略)	(略)		正前	部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分		(略)	(略)					前	(傍線部分は改正部分労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改

(厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部改正)

官

ものとする。

には、次に掲げる事項

表二

(略)

患者又は入所者の定員

当該居宅サービスを行う事業を行う事業所(当該事業を行う部分に限る。)における入院

(略)			法に関する基準に係る介護予防のための効果的な支援の方に係る介護予防のための効果的な支援の方	指定介護予防サービス等の事業の人員、設	(略)			
(略)	(略)	所リハビリテーション計画の交付第百二十五条第六号の規定による介護予防通	リハビリテーション計画の交付第八十六条第六号の規定による介護予防訪問	(略)	(略)	(略)	デーション計画の交付 第百十五条第五項の規定による通所リハビリ	(略)
(略)			法に関する基準に係る介護予防のための効果的な支援の方に係る介護予防のための効果的な支援の方備及び運営並びに指定介護予防サービス等	指定介護予防サービス等の事業の人員、設	(略)			
(略)	(略)	所リハビリテーション計画の交付 第百二十五条第五号の規定による介護予防通	リハビリテーション計画の交付第八十五条第五号の規定による介護予防訪問	(略)	(略)	(略)	デーション計画の交付 第百十五条第四項の規定による通所リハビリ	(略)

表二 略

(法第十七条の二十四第四項第三号に掲げる事項に関する同意) 改 正 後 第二十一条 厚生労働省関係地域再生法施行規則(平成二十八年厚生労働省令第九十四号)の一部を次の表のように改正する。

第十三条 認定市町村は、法第十七条の二十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得よう とする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする 第十三条 認定市町村は、法第十七条の二十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得よう とする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする ものとする。 一~八 (略) (法第十七条の二十四第四項第三号に掲げる事項に関する同意) 改 正 前 (傍線部分は改正部分)

九 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護である場合 ホ 当該居宅サービスを行う事業を行う事業所(当該事業を行う部分に限る。以下このホに には、次に掲げる事項 第百四十二条第一項第四号に規定する老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合 おいて同じ。)における入院患者又は入所者の定員(当該事業所が指定居宅サービス等基準

にあっては、入院患者の推定数を含む。)

法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護であ 略

る場合には、次に掲げる事項

イ~リ

る場合には、次に掲げる事項

法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護であ

イ~リ

(略)

るときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。 名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第七項に規定する協力歯科医療機関があ 指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科

十一・十二 (略)

(法第十七条の二十四第四項第四号に掲げる事項に関する記載

第十六条 認定市町村は、法第十七条の二十四第十項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画 定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。 に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指 に同条第四項第四号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項

(号外第 18号)

居者生活介護である場合には、 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型特定施設入 次に掲げる事項

があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第七項に規定する協力歯科医療機関 指定地域密着型サービス基準第百二十七条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診

(法第十七条の二十四第四項第五号に掲げる事項に関する同意

第十七条 認定市町村は、法第十七条の二十四第十一項の規定により都道府県知事の同意を得よ うとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してす るものとする。

(略)

木曜日

護である場合には、次に掲げる事項 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介

入院患者又は入所者の定員 当該介護予防サービスを行う事業を行う事業所(当該事業を行う部分に限る。)における

令和 6 年 1 月 25 日

生活介護である場合には、次に掲げる事項 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防特定施設入居者

イ~リ

診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第七項に規定する協力歯科医療機 指定介護予防サービス等基準第二百四十二条第一項に規定する協力医療機関の名称及び

その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

九 • 十 ル・ヲ

関があるときは、

名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関があ るときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

ヌ

指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科

十一・十二 (略)

(法第十七条の二十四第四項第四号に掲げる事項に関する記載

第十六条 認定市町村は、法第十七条の二十四第十項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画 定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。 に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指 に同条第四項第四号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項

六 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型特定施設入 居者生活介護である場合には、 次に掲げる事項

があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関 指定地域密着型サービス基準第百二十七条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診

ヌ・ル

(法第十七条の二十四第四項第五号に掲げる事項に関する同意

第十七条 認定市町村は、法第十七条の二十四第十一項の規定により都道府県知事の同意を得よ うとする場合には、 るものとする。 生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してす

一~六 (略)

護である場合には、次に掲げる事項 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介

ある場合にあっては、入院患者の推定数を含む。 ス等基準第百八十七条第一項第四号に規定する老人性認知症疾患療養病棟を有する病院で ホにおいて同じ。)における入院患者又は入所者の定員(当該事業所が指定介護予防サービ 当該介護予防サービスを行う事業を行う事業所(当該事業を行う部分に限る。以下この

生活介護である場合には、 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防特定施設入居者 次に掲げる事項

ヌ 指定介護予防サービス等基準第二百四十二条第一項に規定する協力医療機関の名称及び 関があるときは、 診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機 その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。

ル・ヲ

九 十

(法第十七条の三十六第四項第六号に掲げる事項に関する同意

第三十三条 認定市町村は、法第十七条の三十六第十項の規定により都道府県知事の同意を得よ うとする場合には、地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする

九 法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護である場合 には、次に掲げる事項

イ~ニ

患者又は入所者の定員 当該居宅サービスを行う事業を行う事業所(当該事業を行う部分に限る。)における入院

る場合には、次に掲げる事項 法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護であ

名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第七項に規定する協力歯科医療機関があ

指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科

るときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

十一·十二 (略)

(法第十七条の三十六第四項第七号に掲げる事項に関する記載)

第三十七条 認定市町村は、法第十七条の三十六第十四項の規定により地域住宅団地再生事業計 指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとす 項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の 画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事

<u>ς</u> 五

居者生活介護である場合には、 法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型特定施設入 次に掲げる事項

があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。 療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第七項に規定する協力歯科医療機関・指定地域密着型サービス基準第百二十七条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診

ヌ・ル

(法第十七条の三十六第四項第八号に掲げる事項に関する同意)

第三十八条 認定市町村は、法第十七条の三十六第十五項の規定により都道府県知事の同意を得 ようとする場合には、地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してす

るものとする。

(法第十七条の三十六第四項第六号に掲げる事項に関する同意)

第三十三条 認定市町村は、法第十七条の三十六第十項の規定により都道府県知事の同意を得よ うとする場合には、 ものとする。 地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする

九 法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護である場合 には、次に掲げる事項

イ~二 (略)

ホ 当該居宅サービスを行う事業を行う事業所(当該事業を行う部分に限る。以下このホに 第百四十二条第一項第四号に規定する老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合 おいて同じ。)における入院患者又は入所者の定員(当該事業所が指定居宅サービス等基準 にあっては、入院患者の推定数を含む。)

る場合には、次に掲げる事項 法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護であ

ヌ 指定居宅サービス等基準第百九十一条第 るときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関がある。 指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科

ル・ヲ

十一・十二 (略)

(法第十七条の三十六第四項第七号に掲げる事項に関する記載)

第三十七条 認定市町村は、法第十七条の三十六第十四項の規定により地域住宅団地再生事業計 指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとす 項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の 画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事

六 法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型特定施設入 居者生活介護である場合には、次に掲げる事項

療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関 指定地域密着型サービス基準第百二十七条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診

ヌ・ル

があるときは、

その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

(法第十七条の三十六第四項第八号に掲げる事項に関する同意

第三十八条 認定市町村は、法第十七条の三十六第十五項の規定により都道府県知事の同意を得 ようとする場合には、地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してす るものとする。

一~六 (略)

木曜日

第

護である場合には、 法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介 次に掲げる事項

へ院患者又は入所者の定員 当該介護予防サービスを行う事業を行う事業所(当該事業を行う部分に限る。)における

生活介護である場合には、次に掲げる事項 法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防特定施設入居者

関があるときは、 指定介護予防サービス等基準第二百四十二条第 その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 一項に規定する協力医療機関の名称及び

施行期日 九・十 附 ル・ヲ 則 診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第七項に規定する協力歯科医療機 略)

> 七 護である場合には、 法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介 次に掲げる事項

ス等基準第五八十日条角「貞等日子に見ない」、…、「一」において同じ。)における入院患者又は入所者の定員 (当該事業所が指定介護予防サービホにおいて同じ。)における入院患者又は入所者の定員 (当該事業を行う部分に限る。以下この ス等基準第百八十七条第一項第四号に規定する老人性認知症疾患療養病棟を有する病院で ある場合にあっては、入院患者の推定数を含む。)

生活介護である場合には、 法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防特定施設入居者 次に掲げる事項

診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機(指定介護予防サービス等基準第二百四十二条第一項に規定する協力医療機関の名称及び

ル・ヲ (略)

条

この省令は、令和六年四月一日から施行する。 (重要事項の掲示に係る経過措置) ただし、 第 条、 第六条、 第十六条及び第二十条並びに附則第七条の規定は、 同年六月一日から施行する

第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。ならない。」とあるのは「削除」と、第十四条の規定による改正後の介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(以下「新介護医療院基準」という。)第三十五条第三項(新介護医療院基準 用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第三条の規定による改正後の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(以ない。」とあるのは「削除」と、新居宅サービス等基準第二百四条第三項(新居宅サービス等基準第二百六条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定福祉 を含む。)、第百九十二条及び第百九十二条の十二において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければなら 第三十二条第三項(新居宅サービス等基準第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百五条の三、第百九条、第百十九条、记の省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「新居宅サービス等基準」 老人ホーム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。」の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなけれ ス基準」という。)第三十二条第三項(新地域密着型介護予防サービス基準第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所 条(新居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第百四十条の十五、第百四十条の三十二、第百五十五条(新居宅サービス等基準第百五十五条の十二において準用する場合 トに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第十三条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(以下「新軽費老人ホーム基準」という。)第二十八条第三項 下「新指定居宅介護支援等基準」という。)第二十二条第三項(新指定居宅介護支援等基準第三十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、 設備及び運営に関する基準(以下「新甲「指定介護予防認知症対応型通所介 原則と

令和 6 年 1 月 25 日

関があるときは、 その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。

九 十

LV いか合かの地方の日本の合口では、(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第三条 この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、新居宅サービス等基準第百二十八条第六項(新居宅サービス等基準第百四十条の十五及び第百四十条の三十二において準用する場合を 新地域密着型介護予防サービス基準第五十三条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。 含む。)、第百四十条の七第八項、第百四十六条第六項、第百五十五条の六第八項、新地域密着型サービス基準第七十三条第七号及び第百七十七条第七号、新介護予防サービス等基準第百三十六条第三項 (新介護予防サービス等基準第百五十九条、第百六十六条及び第百八十五条において準用する場合を含む。)、第百九十一条第三項(新介護予防サービス等基準第二百十条において準用する場合を含む。)、

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第四条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新居宅サービス等基準第百三十九条の二(新居宅サービス等基準第百四十条の十三、第百四十条の三十二、 基準第百八条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条、第百八十二条において準用する場合を含む。)、新介護予防サービス等基準第百四十条の二(新介護予防サービス等基準第百五十九条、第百 条の三(新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。 る基準(以下「新特別養護老人ホーム基準」という。)第三十一条の三(新特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準第四十 る場合を含む。)、新介護老人保健施設基準第三十六条の三(新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。)、第十二条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関す 第六十二条の二(新地域密着型介護予防サービス基準第八十五条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準第三十五条の三(新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用す 六十六条、第百八十五条、第百九十五条(新介護予防サービス等基準第二百十条において準用する場合を含む。)及び第二百四十五条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準 十五条(新居宅サービス等基準第百五十五条の十二において準用する場合を含む。)及び第百九十二条において準用する場合を含む。)、新地域密着型サービス基準第八十六条の二(新地域密着型サービス

「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。第五条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、 新居宅サービス等基準第百八十五条の二及び新介護予防サービス等基準第二百三十八条の二の規定の適用については、これらの規定中

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第六条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新地域密着型サービス基準第百五十二条第一項(新地域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。)、第九条の規 第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準第三十四条第一項(新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定 む。)、新介護老人保健施設基準第三十条第一項(新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。)、新特別養護老人ホーム基準第二十七条第一項(新特別養護老人ホーム基準第四十二条、 定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第二十五条第一項、新指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項(新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含 「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(指定居宅サービス事業者に関する経過措置)

官

第七条 第十六条の規定の施行の際現に介護保険法(以下「法」という。)第九十四条第一項又は第百七条第一項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者(訪問リハビリテー 係る介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行う別段の申出を行ったとき又はその指定の時前に法第七十七条第一項、第百十五条の三十五第六項若しくは 法第四十一条第一項本文の指定があったものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第十六条の規定の施行の日の前日までに、次の事項を記載した申出書を当該申出に ションに係る法第四十一条第一項本文の指定を受けているものを除く。)については、第十六条の規定の施行の日に、当該介護老人保健施設又は介護医療院により行われる訪問リハビリテーションに係る 第百十五条の四十四の二第八項の規定により法第四十一条第一項本文の指定を取り消されているときは、この限りではない。

当該申出に係る介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所

当該申出に係る居宅サービスの種類

前号に係る居宅サービスについて指定居宅サービス事業者とみなされる者に係る法第四十一条第一項本文の指定を不要とする旨

2 八条第一項の規定により許可の効力が失われたとき又は法第百四条第一項、第百十四条の六第一項、第百十五条の三十五第六項若しくは第百十五条の四十四の二第八項の規定により許可の取消しがあっ」前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設又は介護医療院について、法第九十四条の二第一項若しくは第百

3 本文の指定を受けているものに限る。)については、前二項の規定を準用する。この場合において、第一項の規定中「第十六条の規定の施行の際現に」とあるのは「第十六条の規定の施行の日以降の訪問 替えるものとする。 第十六条の規定の施行の際現に法第九十四条第一項又は第百七条第一項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者(訪問リハビリテーションに係る法第四十一条第一項 、定する指定の有効期間の満了の日の翌日に」と、「第十六条の規定の施行の日の前日」とあるのは「訪問リハビリテーションに係る法第七十条の二第二項に規定する指定の有効期間の満了の日」と読み ハビリテーションに係る法第七十条の二第二項に規定する指定の有効期間の満了の日に現に」と、「第十六条の規定の施行の日に」とあるのは「訪問リハビリテーションに係る法第七十条の二第二項に

法第百十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定による法第五十三条第一項本文の指定について、前三項の規定を準用する。この場合において、居宅サービス」とあるのは「介護 ・ 第十六条の規定の施行の際現に法第九十四条第一項又は第百七条第一項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者については、介護予防訪問リハビリテーションに係る 予防サービス」と、「法第七十七条第一項」とあるのは「法第百十五条の九第一項」と読み替えるものとする。